

平成29年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第83号から議第112号まで
(平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他29件)
質疑
- 第3 議第83号から議第93号まで
(平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他10件)
決算特別委員会付託
- 第4 議第94号から議第109号まで
(平成29年度野洲市病院事業会計予算 他15件)
常任委員会付託
- 第5 発議第4号
(野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について)
質疑
- 第6 発議第4号
(野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について)
常任委員会付託
- 第7 請願第1号
(国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書)
常任委員会付託
- 第8 議第110号から議第112号まで
(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて 他2件)
討論、採決
- 第9 発議第4号
(野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について)
委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

第10 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

ただいまの出席議員は、18人、遅参議員1人、1番、稲垣誠亮議員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第13番、山本剛議員、第14番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、議第83号から議第112号まで、平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか29件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第4番、丸山敬二議員。

○4番(丸山敬二君) おはようございます。

第4番、丸山敬二です。

それでは、議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案質疑を行います。

決算審査意見書では、実績値は報告されておりますけども、そこに至った要因とか考察などはほとんど書かれておりません。そこで、やはり財政上気になるところがございまして、質疑をさせていただきます。

まず1番目に、将来負担比率は平成23年度決算から平成27年度決算までをみてみま

すと、76.9%から51.4%の範囲で緩やかに推移をしております。しかし、この平成28年度決算では、一気に106.8%となっております。その要因は何であったのかをお伺いをいたします。

2つ目に、経常収支比率が平成26年度は90.6%でありましたが、平成27年度には83.8%と、かなり改善、いい方向に向かっております。平成28年度は前年を11.4ポイントも悪化しました95.2%となっております。その要因は何かをお伺いをいたします。

3番目に、今申し上げました財政上非常に大事な、これは指標だと思っておりますけども、この2つの指標の数値から将来への財政面で懸念されることはないのか、お伺いをいたします。

4点目に、決算審査意見書では財政力指数が報告されておりましたが、平成28年度決算では幾らになったのか。これまでは0.8台で推移をしておりますけども、28年度は幾らになったのかをお伺いをいたします。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいま丸山議員のほうから御質問をいただいております議第83号野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の一般会計を含む普通会計における将来負担比率の平成28年度決算における値が106.8%となりました主な要因につきましては、これを算定いたします算定式の分子となります将来負担額におきまして、国道8号野洲栗東バイパスに関連をいたしまして、整備を進めております大規模工場の代替地確保を目的とした工業団地造成事業について、業務委託先である滋賀県土地開発公社に対する債務負担及び同公社の金融機関からの借入金の償還に対する債務保証によるものが主な要因となっております。

2点目の経常収支比率が11.4ポイント前年度に比べ上昇した要因につきましては、大手主要法人の収益悪化による法人市民税の減収により、市税全体で前年度比約13億7,000万円の減収となったことによるものであります。

3点目の前述2点の指標から将来における財政面での懸念につきましては、まず将来負担比率におきましては、工業団地造成事業における用地売却に伴う歳入、財産収入でございますけれども、が、その算定式上、反映されないことから大きく伸びたものでございます。

ですから、この要因を除くと、平成24年度と同水準で横ばいで推移してきているものと考えております。

また、経常収支比率につきましては、本市の場合、法人市民税の税収が与える影響が大きいという特殊な要因があるものの、一般的には比率の上昇につきましては、投資的経費に使える一般財源に限られることにあり、施策展開の自由度が狭まり、財政の硬直化が懸念材料としては挙げられると考えております。

また、4点目の平成28年度における本市の財政力指数は0.833でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ありがとうございます。

その時々の変化があったようなんですけど、将来負担比率については、おっしゃいましたように分子にそういう含まれるものがあるので、特に債務負担行為のことも何か入るとるようなので、平成28年度の予算書で債務負担行為のところを見たんですけども、今言われた国道8号バイパスとか、その辺のことは書かれていないんですけど、これはちょっと、私、補正のところは見ていないんですけど、その辺で出たのかどうかをちょっとあれば教えてほしいんです。要は、当初予算の債務負担行為の中には、今言われました8号バイパスに伴う工業団地の件は入っておりませんでしたので、ちょっとその辺、補正があったとするならばどこであったのか、お伺いをしたいと思います。

それから、2番目の経常収支比率については、法人市民税の関連なので、これは年度で若干そういった変化はあるかなというふうに思っていますけど、95.2%ということは、もう硬直化に近づいているんですね。弾力性、90から100%ですと弾力性を欠いていると言われておりますけども、95.2%というのは、過去、私も平成21年度分から調べましたら一番悪いんですね、95.2%。それまででも大体90%を超えているのが、今言いました21年度から28年度までですから、8年間で5回が90%を超えています。この辺は経常的支出の中でこんだけの率を高めているということは、ちょっと大きい事業は苦しいかなと、しんどいかなということもありますので、その辺は十分ちょっと注意をしていただきたいなど、このように思います。

それから、3点目のところ、懸念されることということでわかりましたけども、それに関連して、決算審査意見書の結びのところなんですけど、ここには、今後の財政運営に当たっては、多様化するニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断し、

引き続き財源の確保と適切な予算執行により、一層の経費削減に努められ云々というのが、この文言が毎年同じことが書かれているんです。この辺に対して、毎年どういうふうになってきたのか。いわゆるニーズを的確に捉えているのかどうか。それから、事業の必要性とか費用対効果というのは、どのように検討されて毎年の予算編成をされているのか。今後のことも含めて、その辺お伺いをしたいと思います。

以上、今のでいけば2点になるのかな、お願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、ただいま丸山議員のほうから御質問をいただきました再質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、今回の将来負担比率が上昇した要因の中に挙げさせていただきました債務負担行為と債務保証の件でございますけれど、昨年の11月の臨時議会のほうに上程をさせていただいております。この時点で上程させていただいた金額が、まず債務負担行為では21億円、同じく公社に対する債務保証として同額の21億円。合計で、利息分は載っておりませんが、42億円強という価格が載っておったということで、先ほど申し上げたような上昇になったということでございます。補正期日は、今申し上げたとおりでございます。

そして、2点目の毎年の予算編成に対してどのような取り組みをされているのか。決算審査の文言では同じような内容であるというふうなことでございます。

当然、経常経費比率が上昇いたしますと、丸山議員おっしゃったように、財政のほうは硬直化をしていくという指標になっております。そう考えますと、まず、分子になってまいります経常的な経費、これをどのように効率的に費用対効果を見きわめながら予算編成をしていくのか、まずこれを重点的に置いております。

あわせて、分母のほうになってまいりますのは歳入でございます。普通交付税も足されるんですけど、やっぱり税収の確保というのは一番大きな施策の展開になるのではないかなというふうに考えております。

これも同じような御回答になるのかもわかりませんが、市といたしましては、自主財源の確保といたしまして、まずはインフラの整備、今やっております国道8号バイパスあるいは湖南幹線といったインフラ整備をすることによりまして、企業の誘致を促進あるいは個人の方の転入を促進していくということで、個人、法人問わず税収の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

ちょっと蛇足になるんですけど、昨年の3月に策定をさせていただきましたまち・ひと総合ビジョンですね、その中でも書かせていただいておりますんですけど、そのような施策の展開には、今後、市街化区域の拡大等も含めたことをやっていくというふうな方針を出しておりますので、そのような形で、今後、今申し上げました分母の確保というんですか、税収の確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。今の将来負担比率とか経常収支比率は、いずれにしてもその時々いろいろな施策とか、今の法人市民税ですね、そういった変化の非常に激しいとこなんで、十分財政運営には気をつけていただきたいなど、このように思います。

毎年、この監査報告の中で同じ文言が使われているのはちょっと残念なんですけど、今、部長の言われたように、しっかり将来のことを見据えた財政運営をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

議第102号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、質問をいたします。

本議案は、学童保育の土曜保育の実施に伴う料金設定の条例改正であります。土曜保育は、保護者の要望や保育園長からの要望もありました。これまで行政は、利用者が少ないと、なかなか要望に答えてもらえませんでした。ようやく来年度から土曜保育が実施されることに対して期待がある反面、問題点もあろうかと思えます。

そこで、何点か質問をいたします。

料金に関しまして、草津市や守山市は土曜保育も含め基本料金に入っており、草津市は9,000円、基本料金、通常。8月は1万1,500円。守山市は、基本が1万円、8月は1万3,000円で、両市とも長期休暇は別途料金になっていますが、合同保育でなく、同じ場所での保育となっています。甲賀市は、基本料金1万円、土曜保育、3,000円で、合同保育を行っています。野洲市は、基本料金1万円、土曜保育2,500円で、合同保育を行おうとしています。

それぞれの市で料金や保育体制は変わりますが、野洲市の場合、季節保育、春休み、夏休み、冬休みだけを申し込むことができますが、8月の夏休みに土曜保育も頼むと、夏休

みだけで3万4,750円になります。春休み、1万8,500円、冬休みでは1万2,500円です。安いと思われるか高いと思われるか、それぞれの家庭により違うと思いますが、もう少し減免を広げていく必要があるのではないのでしょうか。

まず第1点目に、野洲市の場合、他市と同様に生保家庭や非課税家庭などの減免があり、さらに母子・父子・祖父母家庭で500万円以下の所得の家庭については2割減免となっていますが、夫婦とも非正規という家庭も存在しており、このような家庭の減免措置が必要と考えますが、何世帯になるのか明らかにしていただくとともに、見解を求めたいと思います。

第2点目に、合同保育体制ですが、野洲か北野の学童で行うと説明されていましたが、指導員はどのような体制になるのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、6カ所の学童から発達支援の児童やアレルギーの児童も通所しますし、毎週指導員が交代するようでは、このような児童に対する対応がかなり大変になります。1対1で対応しなければならない支援児童は何人おられ、土曜日にも働いておられる方は何人で、土曜保育を希望される方は何人なのか、お尋ねいたします。

4点目、1カ所での合同保育ではなく、大津市や草津市や守山市は同じ施設で月曜から土曜まで受け入れており、支援児童に対しても環境が変わることはありません。1カ所での合同保育は、効率的な運営を基本に置かれているのではないのでしょうか。一人一人の子供から見た場合、同じ場所で同じ指導員が対応してくれるというのが安心できるのではないのでしょうか。情緒不安の児童に対してどのような体制を考えておられるのか、お尋ねいたします。

5点目、合同保育の場合、土曜保育は全市から来られます。4月1日が土曜日となった場合、新1年生のみならず全市から集合しますが、これは対応する指導員に相当な不安があります。子供の顔も名前もわからず、対処の仕方もわからず、事故が起こらないか心配します。この点、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、野並議員の議第102号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についての御質問にお答えをいたします。

御質問の1点目であります夫婦ともに非正規世帯の場合の保育料の減免措置についての見解でございますが、学童保育所の保育料は、保育所保育料などの応能負担と異なりまし

て、応益負担による一律料金が原則となっております。そうした中、応益負担の趣旨に反しない範囲におきまして、生活保護世帯や非課税世帯あるいは合計所得金額が500万円以下のひとり親世帯など、いわゆる所得の多寡による減免措置を行っているものでございます。

したがいまして、雇用の形態による減免措置は行っておらず、夫婦ともに非正規世帯の場合の世帯数は把握をしておらないところでございます。また、今後におきましても、雇用の形態による減免措置を行う予定はございません。

2点目の、合同保育に係る指導員の体制についてでございますが、従来の月曜から金曜日までの保育サービスと同等な保育サービスを提供できるよう、所長級指導員1名に加えまして、野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定をしております指導員数の配置を予定しておるところでございます。

なお、土曜保育に係る指導員は、各学童保育所の指導員のシフトによりまして対応する計画をしておるところでございます。

次に、3点目の発達支援の児童やアレルギーの児童等の対応で、1対1の支援が必要な児童数についてでございますが、本年8月の利用登録児童数におきましては16人が該当児童となっております。そのうち保護者が土曜日に就労されている世帯数は5世帯となっております。

なお、この方々が平成30年度におきまして土曜保育を利用されるか否かにつきましては、現時点では把握をしておらない状況となっております。

次に、4点目の支援が必要な児童に対しての指導員の体制につきましては、先ほど第2点目での御回答と同様でございますが、月曜から金曜日までの保育サービスと同様な保育サービスを提供できるよう、野洲市こどもの家特別支援児指導員配置検討委員会の結果を踏まえた加配指導員の配置を予定しておるところでございます。

最後に、5点目の合同保育に係る指導員の不安や対処の方法等につきましては、従前より支援が必要な児童等に係る児童票を個別に作成をしておりますが、保護者の同意のもと、こうした保育情報の共有化を図るとともに、あらかじめ保育担当者が当該児童の所属学童を訪問しまして、児童の様子等を確認するなど、指導員が不安なく保育を実施できるような仕組みづくりを計画をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） まず、第1点目ですけれども、応益が原則ということは、もう一律1万円ということになっていきますので、応能割になっていないことはわかっております。生活保護とか市民税が非課税とか、10割、9割、7割で、所得500万円以下、母子・父子・祖父母は2割軽減というふうな形になっています。ですから、そういうところに該当する方はいいんですけれども、夫婦ともに非正規というのはもう既に存在しております。ですから、所得、収納と違いますからね、所得ですから、給与所得控除を引いた残りが所得ですから、その2人の所得が500万円以下になるという方は存在していると私は思うんです。それはもう考えてもいない、調べてもいないというような状況になりますと、正規雇用で働いておられる共働きと、非正規で働いておられるというのはもう雲泥の差があって、私、この夏休みの3万4,750円というのは、相当な負担になるというふうに思うんです。ですから、やはりそこら辺の部分を配慮するような形で、土曜保育をすることによって負担をふやしますのでね。

ですから、その負担をふやすのを何とか、低所得者の方々というのか、ちょっと心配だなと思うようなところには、事前にわかっているんですから、やはりそういうものを考えないと私はだめだと思うんです。新たな施策を導入して、それによって保育料が上がるということがわかっているんですから、やはりそういったところの配慮までしないと、こういった方々が学童に預けたいけども、財政的な面で敬遠をするというような状況になってはだめだというふうにも思いますので、調査だけでもしていただきたいと思います。それは、働いているか働いていないかというところ辺だけではなく、できれば源泉徴収票を添えていただくということをやれば、どんだけの所得かというのはわかると思うんですけれども、そういうふうなところ辺は考えておられないのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、2点目ですが、合同保育体制という形で1カ所に集めるということになっていきますよね、北野か野洲かどっちかということですから。所長1人、所長は6カ所ありますから6人ですね。だから、1カ月半に1回回ってくるということになるろうかと思うんですが、あと指導員の配置で、各学童のシフトで対応すると言われました。野洲、北野、祇王は、中主は大規模だと思うので、かなりのローテーションは少ないというふうに思います。けども、三上と篠原は人数的に少ないので、指導員のローテーションは頻繁に来るんではないかというふうに思います。人数的に少ないから、その1カ所に集めた場合、子供としては少なくなると思うんですけれども、しかしやはりその学童で大体わかっている指導員が必ず入るとするのはもう当然やというふうに私は思います、合同でやるとしたら。そ

したら、この中で大規模のところのシフトと小規模のところのシフトではかなりの違いが出てくると思うんですけども、その点についてはどういうふうに考えておられるのでしょうか。全体的な指導員の人数を教えてくださいませんか。きちっと入っておられる正規と、嘱託、臨時、パート、いろいろはると思うんですけども、シフトを組まれるのは正規の人なのか、嘱託も含めていくのか、臨時も含めていくのか、その点はどうなっているのでしょうか。

3点目の該当する世帯としては5世帯というふうなことをおっしゃったんですけども、以前も情緒不安の方が学童に来られて、もう本当に1人きっちりについていなければならない。もう他の子供たちにもかみついたりとか、何かいろいろなことがあったりとかで、本当に男性の指導員がその子についていないと、もう大変な事態になるというふうなこともお聞きしました。今現在どういう子供たちが入所されているのかは知りませんが、けどもいろんな形の子供たちがいると思いますので、そういう意味ではそういう体制が、土曜日だけそこにぽこっと来られて、コミュニケーションがとれていない状況の中で、果たしてできるんだろうかというふうな不安があるんです。本人も不安だと思いますわ。全く知らない、知らない指導員というところで、本当に1日保育ですからね。放課後の時間だけじゃなくて、朝から夕方までの保育ですから、私は本当にここの部分が、最後の5点目に書きましたけども、事故が起こらないか本当に心配するんです。そういうところを懸念をしますので、ここの点はどういうふうにだからされるのかというのを、もう少し安心できる、納得できる、そういう見解を求めたいと思います。

4点目は、加配を入れるということですけども、その加配の先生は、今先ほど言いましたように、同じ人がちゃんと毎週対応できる、そういう形の加配という形を考えておられるのかどうかというのがやっぱり1つのポイントだというふうに思います。どういう状況を考えておられるのでしょうか。

5点目の4月1日の部分ですね、訪問し、把握をと言っておられますが、それは現時点で入っておられる1年生から6年生までの子供、それは訪問をするということでもわかることもあるかと思いますが、新1年生はそういう状況ではありませんね。それぞれの保育園に行っておられるんですから。そこからぽっと4月1日、それまでは、3月中は保育園におられて、4月1日に土曜日だった場合は保育をせんならんという状況になりますから、この4月1日が土曜日というのはかなり大変。ことしが4月1日が土曜日なんですね。まだこの4月1日というのは、ここ数年、5年ほど先のようなのですが、カレンダーによると。

ですから、ちょっと先の話なんですけども、4月1日が土曜日になった場合は、ちょっとこれは検討の余地があるんじゃないか。通常の学童に新1年生が来て、その中で子供の状況が把握できて土曜日という形になるんならばまだ何とかかなるかなとは思うんですけども、ちょっとここは懸念するところなので、把握はし切れないと思いますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、野並議員の再質問にお答えをしたいと思えます。

まず、1点目でございます。この非正規世帯の減免等の考えについてということで改めてお聞きをいただいたものと考えております。

この減免措置につきましては、こどもの家の保育料に係る減免措置でございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、学童保育所の保育料が応益負担であることを踏まえまして、減免措置の趣旨である特別な理由がある場合に限りまして本規定を適用するものとなっております。具体的には、災害等で被災された場合や、著しく資力を喪失している場合等に限りまして減免措置を行うことが適当と考えております。また、近隣市の減免措置におきましても、生保の世帯でありますとか市民税の非課税世帯、あるいはひとり親等の世帯や災害等を受けた世帯に限りまして減免措置を講じておりますことから、資力に係る判断として市民税非課税が1つの基準とすることが適当であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、2点目でございます。2点目につきましては、5世帯ということについてお聞きをいただいていたと思うんですけども、この方たちの今後の、済みません、この5世帯の方たちの、済みません、ちょっと聞き取れていなくて申しわけございません。済みません、今、5世帯についての。済みません、申しわけない、ちょっともう一度確認させていただきたいと思えます。

はい。休憩お願ひしてよろしいですか。

○議長（坂口哲哉君） 合同保育体制で指導員の。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 暫時休憩お願ひしていいですか。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時37分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 申しわけございません。

それでは、2点目でございます。指導員について、シフト体制でやっていくということで、結局大きな学童、小さな学童、シフト体制いろいろある中でというふうなお話でございます。このことにつきましては、シフト体制につきましては、職員の負担等も配慮しながら、適正なシフトの体制づくりに努めてまいりたいと思います。

先ほど人数のほうもお聞きいただいていたと思うんですけども、40人弱の指導員ということになっております。具体的な、正規でありましたり、嘱託、臨時という内訳は、現在資料を持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、3点目の1対1の支援の体制の中で、例えば男性の指導員も出てくるような状況の中で、その辺が大丈夫なのかというような御質問であったかと思うんですけども、このことにつきましては、やはり1対1で支援が必要な子供さんの状態というものにつきまして情報共有をしっかりとした中におきまして、適正に対応に努めてまいりたいと思ひしております。

それと、最後の御質問であろうかと思うんですけども、加配の必要な子供、例えば新たに入学をして新1年生になる子供等の対応についてお聞きいただいていたかと思うんですけども、これにつきましては利用いただく月の2週間前までに申請をいただくことになっておりますので、その期間におきましてしっかりとその子供さんの情報というものを取得をいたしまして、適正な保育ができるような形で進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 違う、違う、4月1日土曜日。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 済みません。4月1日の開始ということでございませうけれども、ただいま申し上げましたように、申し込み、申請の時期が2週間ございます。2週間という期間がございませうので、それまでの間にしっかりと情報共有に努めてまいりたいと思ひしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 1つ、1対1のところの障害を持っておられる方に対しての男性も必要なんではないかと言ったら、状況を掌握して適正な対応と言われたんですけども、その加配に対して適正な対応というのは、私、ちょっとそんな曖昧なことでは済まされな

いと思うんです。土曜日だけ違う場所で、加配の先生も今までと違うという状況をつくり出さないためには、もうちゃんとしたそういう子供が安心できるような体制にするためには、その適正というのはどういう適正なんですか。私は同じ人を配置すべきやという、だからシフトを組んでやるということになると、同じ人が配置するということができないんですよ、毎週毎週その人が出んならんということになりますから。すごく、かなりしんどい状況になろうかと思います。

だから、私、提案としては、1カ所にまとめてしまうのではなくて、せめて中学校区単位ぐらいの、3カ所ぐらいで指導をしていく、土曜保育をするぐらいのことをやれば、もう少しこれがましになるというのか、緩和されるんじゃないかというふうに思うんです。野洲と三上が一緒になったとしたら、野洲の指導員、加配で来られている指導員とその支援児童との関係も毎日の学童の中でコミュニケーションができると思うのでね。そこにはクラスの先生もおられるから、加配でびちつついていた、1についておられる、プラスアルファ通常の指導員もその場所にはおられますからね。ですから、まだそういう小さな範囲で見られるということのほうがまだましな、本当はもう草津や守山や大津のように、同じ場所で土曜保育をするのが、もうそれはベストやと思うんですよ。私もそれが一番やと思います。支援児童に関しては、やはり同じ場所で同じ指導員で同じ状況でというのが、私はもうそれがベストやというふうに思いますが、集めるというふうなことで1カ所に集めるというのは、私はちょっともう無理があるというふうに思います。これはちょっと検討をしていただきたい。まだ来年4月実施ですから、まだまだ十分時間はあると思いますし、指導員の先生にもお聞きしますと、やはりそこが不安やというふうな。支援児童だけではなく、アレルギーを持っている子供も最近すごく多くて、5品目アレルギーとか、もう大変な事態。今、アレルギーで、おやつで、ショックで死んだというのが新聞で報道もされていましてから、ですから本当に把握をし切れないという状況も感じますので、もう少し、その1カ所に集めてしまうというのはいかがなものかというふうに思います。ちょっと検討をしていただきたいと思います。

それと、さっき一番最初に聞きました減免の部分なんですけども、守山、草津、大津などは、通常と夏休みの8月というのがそんなに膨大な差にはなっていないんですよ、土曜日も含めての基本料金ですから。草津で9,000円が1万1,500円ですからちょっと上乗せですよ、8月の保育。守山でも1万円が1万3,000円ですからちょっとの上乗せですよ、3,000円。ですから、ほぼ応益が原則でされていても、そんなに

こんなに開きはないけど、野洲の場合は季節保育にどんと金額を大きく乗せておられますのでね。ですから、季節だけで来られている方々の夏休みが、土曜保育も頼むと3万4,750になるという、これはすごく大きな差になってきますから、だからそういう意味での配慮が必要やというふうに思うんです。

他市の状況を見てと言うて、他市の状況の減免は確かに野洲と同じような減免です。私も見ました。同じような減免になっています。けども、それはそんなに差がないんですよ、土曜保育もされていますし。夏休みだけが長期の時間になるから上乘せがされているという、そういう状況ですから、そんなに非正規雇用がどうのこうのとかというふうな、余り思わなくても、まあまあ妥当かなというふうにも思いますけど、野洲の場合はそういう意味での状況がちょっと違いますのでね。ですから、そこらあたりがやはり配慮せんならん保育料金体制に野洲の場合はなっているという認識をしないとだめだというふうに思います。

一時保育されていますよね、草津も。夏休み、春休み、冬休みという一時保育ですね。一時保育されていますけども、そんな大きな差はありません。甲賀市もありますけども、そんな大きな差にはなっていませんのでね。ですから、もうちょっと、他市と比べるんだったら保育料の部分もきちっと比べていただいて、野洲の場合は季節の保育がかなり高目に設定がされていますから、検討の余地が私はあるというふうに思います。まだ実施は来年の4月からですので、検討をしていただきたいと思います。

もう最後に確認だけちょっと。特別支援の加配に関して、同じ人がその体制に入れるのかどうか、それだけのちょっと最後確認をさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 上位者ということで、私がお答えをします。

せっかく去年から練ってきて、そして公開の条例に基づく検討会、ここには保護者代表、そして社会福祉労務士、社労士、その他教育関係者、そして保護者会代表、PTAとか入ってもらってやりました。私も複数もありかなと思ったんですけども、まず保護者会からも合同でとりあえず始めてほしいということで、こうなっています。

そして、順番に言いますと、非正規をどうするかですけども、非正規の方の情報をどこまできちっと把握ができるかどうかというのがあるのと、非正規だから所得が低いというよりは、所得で見るのが当然ですから。

今、御指摘は、共働き、非正規の場合どうかという、そういう枠を設けるのか所得でや

るのかということなので、私、決して所得の低い方に対して過大な経費をいただくとは思っていませんので、そこはもう一回調査をしますけども、要するに生活困窮とか所得の低い方が無理なく利用いただけたらいいわけですね。

それと、他市のことを何かどンドン言っておられるんですけど、草津は9,000円ですけども、土曜日、パッケージですけども、聞いてみると2割ぐらいの方しか使っていない。これからすると、8割の方は高い料金払っておられるわけですね。それで多分回っている可能性がある。

それと、季節を全部入っておられるかどうかちょっとわからない。野洲ももともとは季節をもう御辞退いただいていたわけですね。今は、野洲はもう季節は自由に随時入っていただくようにしています。その分は物すごいコストがかかっているわけですね。さっき料金が上がるとおっしゃったんですけど、サービスがふえたから料金が上がるのに、サービスがそのままだったら料金上がるんですけども、さっきの共働き、非正規の方でも土曜日受け入れるというサービスが充実するから、その分をいただくということをやっているわけですから、ちょっとそこは誤解のないようにいただきたいと思います。

それと、合同については、保護者会も当初は合同でいいので様子見てやってほしいということですから、そういうことです。

それと、あと対応ですけども、野洲の場合、詰め込みでやっていません。基本的に40人の、一部、篠原とか過去につくったところには50人、60人ありますけども、基本的に40人で、そして指導員、多分4人入れていると思います。他市よりは1人、頭から多い。そこに加配を入れているわけですね。料金体系も、これも保護者会の提案で、今言いましたように、施設整備、それから国の補助金、そして加配の指導員の分は全部除いたあとを半々にしましょうというルールで始まっています。ですから、このルールを堅持する限りは、保護者の負担を落とそうと思うと、今言った最大限サービスをしながらも、一定のところは抑えていこうということになってくると思います。

あと、マン・ツー・マン、この間も私、全部見てきたんですけど、定期的に見にいていますけども、一部おられます。ただ、土曜日をどうするかは、これから、来年度、案を練るためにやっっていこうと思っていますから、なぜ今この条例を出しているかといったら、御承知のように10月からもう募集をしないといけません、全ての要件を。だから、今は北野でやって、こういう形という提案ですけども、今、野並さんが言いっ放しになされたように、検討してくださいと言われたですね。この条例案、賛成かどうか知りませんが

も、それはちょっと無理なので、これは当事者と私もお話をしていますけども、これで進めていきたいと思っています。

よその例は随分違うと私は思っています。今、野洲ではこの加配とかいろいろ入れて、持ち分だけでも億を超えるお金を市で出していますから、可能な限りは今のマン・ツー・マンでやらないといけない人の指導員をどうするかは、今後、そのケースを見ながら、きちっと責任を持っていきます。ただ、同じ人がいいかどうかというのは、これはやはりその専門性の問題ですから、さっき政策監が言ったように、情報がきちっと伝えられれば、いわゆるカルテが共有化されればそれでいいわけですし、そこは責任を持って、市も持ちますし、引き受けてくれている社協もやっていくということになると思います。

それと、何か守山、草津とおっしゃっているんですけど、もともと、さっきも丸山議員、なぜ財政がずっと平成22年から厳しかったよと言われてたら、学校の耐震化50%を100%にする、学童9カ所を15カ所つくって24カ所にして、今本当に市民からは評価されているのに、今、何か聞いていたらもうけちょんけちょんにけなされているようなことで、あえて土曜日をうってでたわけですよ、これは。今までのサービスを悪くしていない。そして、現に保護者から心配されているのは、児童がふえた場合どうなんですかということですから、ことしは野洲学童をもう一つ整備をして動かしました。篠原学童も小学校を改装して、これもお金も入れてやりました。そこで物すごい安心感を持っていただいています。とりあえず合同でもいいからきちっと始めてほしいという保護者の願いを受けて、それを中心に設計しているわけですので、ぜひ、他市がいいとおっしゃるんだったら、他市のいいところを見習いますけども、決して野洲は、むしろ全国でも評価されている学童だと思いますし、そこを担っている社協のことも私は評価をしていますので、無理難題を押しつけないように、し過ぎないようにしていただきたい。ですから、最終的に言いますと、困難児童に対しては同じ人がやれるかどうかは断言できませんけども、責任を持ってケア、保育をするということだけははっきり申し上げときます。

以上、答えといたします。

○8番（野並享子君） けなしてはいませんので、はい。ああ、そうか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 済みません、先ほど答弁でちょっと漏れておりました指導員の嘱託、臨時の人数でございます。先ほど40人弱と申し上げましたのは、特別支援に対応する指導員でございます。全体では101人でございます。内訳としまして

ては、嘱託が51人、臨時が50人となっております。

以上でございます。

○8番（野並享子君） おしまいやね、もう一回聞きたいけど。

以上です。

また聞きにいきます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（坂口哲哉君） 日程第3、議第83号から議第93号まで、平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか10件を一括議題とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第83号から議第93号までの各議案は、会議規則第39条第1項ただし書きの規定により、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、議第83号から議第93号までの各議案は議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

（日程第4）

○議長（坂口哲哉君） 日程第4、議第94号から議第109号まで、平成29年度野洲市病院事業会計予算、ほか15件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第94号から議第109号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（坂口哲哉君） 日程第5、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についてを議題といたします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議につい

て、質疑をいたします。

議題となっています住民投票の実施を求める議員発議ですが、住民投票条例に基づくものであり、市長、議長、議員、誰からでも要件を満たしていれば請求できるものであります。議会はそれを拒むものではないと考えております。当然実施すべきものであります。

しかし、条例が可決されれば、30日から90日以内に投票が行われることとなります。今回の住民投票の内容は、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することとなっています。この内容は6月議会で市長が提案し、8月27日投票ということが出されていたにもかかわらず、住民投票の結果によっては市長は信任を問い直す覚悟で住民投票に臨むことという、住民投票で結果責任を拘束するような附帯決議を稲垣・市木・丸山議員が提出されました。賛成9人、反対9人で、議長裁定により可決されました。今回の提案者の9人の中には、6月議会で発議された方も入っています。住民の民意を聞くという住民投票制度をゆがめてしまったこの決議を、まず撤回する決議が必要ではないでしょうか。附帯決議と何ら関連性を持たずとされていますが、6月議会での決議は、拘束力は持たないが、生きていますし、野洲の市議会として住民投票条例をゆがめてしまったことを訂正する必要があります。まず、この点の見解をお尋ねいたします。

次に、発議書で、私たちはその結果に従うことを前提に発議するということですが、具体的にどのようなことなのでしょう、お尋ねをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 19番、立入議員。

○19番（立入三千男君） それでは、ただいまの質問に対しまして答弁する前に、今、質疑者のほうから今回の提案者は9名というようなことを言われました。今回提出している者は3名でございまして、提出者3名、賛成者6名というようなことですので、これは9名ではございません。私のほうから訂正をしておきたいと思えます。

それでは、答弁に移ります。

ただいまの質問に対しましては、2点あったかと思うんですけども、1点目の附帯決議を撤回する決議についてでございますが、そもそも附帯決議とは議決された議案等の施行について意見や希望を表明するもので、何ら法的拘束力はございません。市長がこの附帯決議をもって住民投票を実施しないと判断された理由が、私には理解ができません。今回の住民投票の実施の請求に関する議員発議は1つの議案でございまして、発議の趣旨に附帯決議とは何ら関連性を持たず、白紙の状態、真に市民の意思を確認するものと明記しており、この発議は、可決、成立すれば、自動的にさきの附帯決議は意味をなさなくなり、

したがいまして附帯決議の撤回決議の必要性はないものと考えるところであります。

次に、2点目の発議書に記載した本住民投票については、私たちはその結果に従うことを前提に発議するという表現の意味についてでございますが、文面のとおり、提案者、発議者と賛成者は住民投票の結果に従うということ、つまり住民投票の結果、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについての賛成者が多かったときは、住民投票の結果を尊重するというものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） まず1点目、この発議が可決されれば、6月議会での附帯決議の内容は消える、ちょっとおかしいの違います。それはこの決議がされたら消えるのではなくて、6月議会で可決されたものはそのまま残っていますから、進退を問うという、そういうふうな形の附帯決議をつけられたということは住民投票に条件をつけるということで、非常にこれはやってはならない、こんなことをやってはならないものを通されたんですよ。賛成多数に、議長裁定で。ですから、同数で議長裁定で通されたという、この事実が残っていますのでね。

私は、議会として本当に汚名を返上するためには、住民投票条例はもっとフラットに、条件をつけずに実施をするというのが、私はもう住民投票条例つくったときの精神やというふうに思いますからね。それにたがをはめられて民主主義をねじ曲げていくような、そういうようなことに対して、これが通れば解消するというのは、全く解消はしません。この文言に、この附帯決議とは何ら関連性を持たず、白紙の状態で真に市民の意思を確認するものであるという、そういうふうな文言で、これで前の6月議会で可決されたのが解消するなんていうのは到底ないでしょう。責任持ってあれはあかんかったと。ああいう拘束するような附帯決議をつけたのは間違っていたという形で、やっぱりそれを撤回をするということを議会として、私はそれを可決をしてやっていかなければ、私、あの附帯決議は今議会の議員の中で生きたままの状況であると思いますよ。もう一回答弁を求めたいと思います。これで消えるなんていうことはとんでもありません。

もう一つの次の問題で、賛成の場合は尊重をする、それは当然ですよ。それは当然だと思いますよ。けど、市長のときには進退を問うということをつけ加えられたんですよ。結果によっては市長は責任を問い直す覚悟でという、ここまでの附帯決議をつけられてね。今回は、結果に対しては尊重をするというふうな状況というのは、かなり矛盾した話違い

ます。私、もうこんな形で結果に従うと言われるんだったら議員やめはるんかなというぐらいに思ったぐらいですよ、これ。6月議会の附帯決議をつけられた文言と比べたらね。結果に尊重するぐらいの附帯決議ではありませんでしたでしょう、あの附帯決議。この場合の賛成の場合は尊重するというのは、それはもう当然ですよ、住民投票でそういう結果が出たということになれば。我々も尊重をするということになると思いますよ、反対であろうと賛成であろうと。それは尊重するということになろうかと思いますよ。けど、余りにも矛盾してません、6月の附帯決議と。もう一遍ちょっと見解を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） ただいま、さきの6月議会で附帯決議をつけたということに、やはりフラットな住民投票の性格から離れているというようなことですが、先ほども申しあげましたように、附帯決議とは議決された議案等の施行について意見や希望を表明するというものでございまして、何ら法的拘束力はないということを申しあげておきたいと思います。

以上、答弁にかえます。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立入議員。

○19番（立入三千男君） 何ら矛盾しないと思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

（日程第6）

○議長（坂口哲哉君） 日程第6、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についてを議題といたします。

ただいま議題となっております発議第4号の議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第7）

○議長（坂口哲哉君） 日程第7、今期定例会において受理した請願の1件は、既に配付

いたしました請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

(日程第8)

○議長(坂口哲哉君) 日程第8、議第110号から議第112号まで、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ほか2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております110号から議第112号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、議第110号から議第112号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第110号から112号について、通告による討論はございませんでした。

これより議第110号から議第112号までについて採決いたします。

お諮りいたします。

議第110号から112号まで、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ほか2件について一括して採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、議第110号から議第112号まで、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ほか2件については一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

議第110号から議第112号まで、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ほか2件は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号から議第112号までは適任とすることに決しました。

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長 (坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第9)

○議長 (坂口哲哉君) 日程第9、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についてを議題とし、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、丸山敬二議員。

○4番 (丸山敬二君) 第4番、丸山敬二です。

本日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、本会議休憩中に委員会を招集し、委員全員出席のもと、提出者の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についてについて審査をいたしました。委員会ではいろんな意見が出され、なかなかかみ合いも見られないところでしたけれども、絞って御報告をさせていただきます。

まず最初に、実施の時期について、委員から、趣旨から拒むことはできないが、時期については来月市議選がある。そこで決着がつくのに、なぜ今かとの質疑に対し、提出者から、住民投票日程は選挙管理委員会が決めるものであり、市議選は病院整備問題だけではないとの答弁がありました。また、時期はいつでもいいと言っているが、改選後でもいいのではないか。選挙前にできたとしても、選挙に出ない人もいないのではないか。病院整備を市議選の争点にすべきでない。市民から、なぜこのタイミングなのか。約1,700万円もかかる等の質疑がありました。日程については、実施時期はいつできるのかとの質疑に対し、選挙管理委員会書記長から、詳しい日程については本案が決定されてからであるが、日程についてこの場では申し上げられないとの答弁がありました。

次に、附帯決議の撤回について、附帯決議を撤回すべきであり、撤回しなければ納得できないとの質疑に対し、附帯決議は議決した内容に希望など、要望等の意見をつけたものである。議決したものは撤回できない。撤回するには別の手続が必要である。これに反問として、附帯決議に対し内容を守っているのかとの質問があり、そのとおりであり、重たいことだと思っているとの答弁がありました。ここで質疑にかみ合いが見られなくなり、提出者から、住民投票条例第2条により実施するものであるとの趣旨説明がありました。

続いて、予算関係について、実施の予算はどのようになるとの質疑に対し、発議が議決されれば市長は実施しなければならず、当然予算措置は市長が行うとの答弁がありました。

次に、委員間討議で、約1,700万円もかけてやることはどうなのか、可能な限り改選前が望ましい、市議選前にやってほしい、時期は尊重するなど、実施時期については市議選の争点にするのではなく、市議選前に実施すべきだとの声が多くありました。

以上の1議案を議題として慎重に審査いたしました結果、発議第4号は、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第4号の議案について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時05分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について、反対討論を行います。

住民投票条例に基づく発議は当然実施すべきことであり、議会が反対すべきものではないと考えます。しかし、今回の発議は異例であります。6月議会で市長が提案した住民投票の予算を可決して、住民投票の結果に条件をつける附帯決議を稲垣議員、市木議員、丸山議員が提出をし、議長裁定で可決されました。附帯決議に拘束力はないものの、議会としてたがをはめた事実が残っています。この事実を残したままでは、何ら関連性を持たず白紙の状態だというのは身勝手過ぎます。議会での議決を軽視しています。提出した議員が撤回の決議を出して、それこそ白紙に戻してやるべきものではないでしょうか。数の力での横暴でしかありません。

しかも、今回、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについてを住民投票で問うということになっています。これまで反対派の方から、民間病院を公立病院にするなら国

の公立病院改革ガイドラインに逆行していると発言をしていました。公立病院潰しの自公政府の方針を野洲で主張していますが、市は6年かけて立ちゆかなくなつた野洲病院をどうするのか検討を重ね、市民病院の建設をするということを専門家や市民の声も聞きながら進めてきました。野洲市に入院できる中核的な病院は必要と県も認めています。また、社会資本整備交付金が10億5,000万円交付されるということで、国もこれからの高齢化社会に向け、駅前に病院の建設は必要と認めています。早期に市民病院の建設を求めたいと思います。

10月22日には市議会議員選挙の投票日があり、新しい議員が選出されます。市民の中には多様な意見もあり、それらを尊重して次の議会に譲るべきだと思います。現時点での住民投票の発議に対しては反対をし、討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第10番、中塚尚憲議員。

○10番（中塚尚憲君） 第10番、中塚です。

発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について、賛成の立場から討論を行います。

提案理由説明で詳細に説明されましたとおり、病院整備に関する問題は6年半もの歳月が過ぎようとしています。この間、新聞紙上をにぎわせ、事あるごとに病院問題だけを中心とした市政運営と議会運営ではなかったでしょうか。市長と市長提案に異議を唱える議員との間に深い溝ができ、今では賛成派、反対派と、議員だけでなく、市民をも巻き込んで可否合戦とも言うべき事態を招いています。このようなことは、野洲市にとって、市民にとって、これに勝る不幸はないと思います。

このような不幸を招いたのは、明らかに市長を初め私たち議員の責任ではないでしょうか。特に、市長は既に4回も5回も否決されている提案を修正することもなく出し続けるという、ほかに例を見ない異常な提案の仕方をされておられます。このように同じ議案を何回提案されても、市長提案に異議を唱える議員が理解を示せるわけがありません。

市長に市をまとめる力がなく、議会が事あるごとに二分しているというこの異常な状態を早急に解消し、正常な市にするための策としては、住民投票によって市民に直接真を問う方法しかないと思います。市長も病院関連議案が認められない場合の対応として、直接民主主義制度である住民投票をせざるを得ないと述べられて、平成29年6月定例会に病院関係の是非を問う住民投票を実施するための補正予算を提案され、この補正予算は全員賛成で可決されました。前回全員賛成の住民投票予算が、今回なぜ反対討論が出ているの

か。市長の意向でころころ変わるのか。附帯決議の撤回を望むなら御自身でも発議はできます。議員として資質を疑います。議会で提案された附帯決議を理由に実施を見送られる事態となりました。法的拘束力のない附帯決議を理由に見送るということは、一旦市長の口から住民投票を実施すると聞いて期待していた市民に対しての裏切り行為とも言えます。

また、今回の発議にしても、市長は今議会の開会日において、議事運営に不当に介入する発言もありました。二元代表制を基本に、野洲市を正常な状態に戻すためにも、ぜひとも住民投票を実施すべきだと思います。

なお、そのためには、病院整備問題は今回とり行われる市議選選挙までにその方向性について決着しておくべきだと切実に思います。

以上のことにより、市民の意向を踏まえた上で、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についての賛成討論といたします。ぜひ議案質疑や反対討論に違和感がないか、冷静に判断されることを議員各位に期待しております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についての採決における可否同数の取り扱いについて、起立票決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号の採決における可否同数の取り扱いについて、起立票決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第4号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立者、賛成11名、起立しない者、反対7名で、よって、起立多数でございます。よ

って、発議第4号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

(日程第10)

○議長(坂口哲哉君) 日程第10、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 一般質問をさせていただきます。

第1点目、野洲市の公共事業における中小企業の受注機会の拡大の施策についてを質問いたします。

中小企業庁事業環境部取引課が、地方公共団体の中小企業の受注機会の拡大のための措置状況を平成28年1月に26年度の調査を発表されています。人口10万人以上の市に対しての調査で、滋賀県では5市です。野洲市として調査対象ではないが、設問に対して市はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

滋賀県の5市の官公需総額が1,576億円で、そのうち中小企業向け契約実績は1,106億円で、70.2%です。全国平均が75.2%であり、全国平均より低いです。野洲市の状況はどうなのか、お尋ねいたします。

○議長(坂口哲哉君) 総務部長。

○総務部長(上田裕晶君) 野並議員の野洲市における官公需実績についてお答えをいたします。

御発言の調査は、調査対象は都道府県や人口10万人以上の市といったものであり、野洲市は調査対象ではありませんので、この調査に基づく実績については把握はしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(坂口哲哉君) 野並議員。

○8番(野並享子君) 10万人以上の市の調査ということですので、滋賀県の場合は、大津市、彦根市、長浜市、草津市、東近江市は、これは毎年提出をされております。やはりこういったところで調査がされておりますので、こういった町ではどんだけの割合とか、全部出されております。ですから、やはり市としてもそういった調査をしていくということは、時間をかけてでもね、国の調査は二、三カ月猶予を与えていますので、私も今、一

般質問をしましたので、二、三カ月、もう次の議会にいるかいないかわかりませんが、
けども調査はしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 今おっしゃるようで、二、三カ月の調査期間ということで、
実際には5月から8月まで、3カ月間程度の、毎年そのぐらいの時期に調査をされている
ということでございます。これは言いかえれば、それだけの期間を要する業務ということ
でございますから、これを総務だけではなくて、発注でございますから全ての課が対象と
なりますので、そのような分量の多い業務を調査対象外である我々が行うというのは、事
務の優先度等々から考えますと、ちょっと手をつけにくい状況でございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） やはり調査をするということで中小企業に対する発注そのものを
どう認識するんかという意識につながると思いますので、そこら辺は物品とか公共事業と
か、全分野にわたっての調査をされています。ですから、やはりどこの課でもそれを意識
するような状況をしていただくためには、こういう調査は必要ではないかというふうに思
います。

それでは、2点目の野洲市において中小企業の受注機会のための措置を講じておられる
のかどうか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 野洲市における中小企業の受注機会のための措置ございま
すが、毎年年度当初に開催いたします市内の予算執行説明会、この場におきまして中小企
業者の受注機会を確保するために必要な措置をそれぞれが講じるよう努めなければなら
ない旨を確認しております。

また、実際の発注につきましては、市内の業者さんから優先して受注可能かどうかを確
認の上行っておりまして、市外業者の受注が想定される場合においては、例えば工事であ
りましたら市内業者を下請として使ってほしいこと等を依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 3点目の物件の発注、役務の発注を行う際、入札参加条件として
中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与しているか。規則とか要綱等

で配慮を定めているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 発注の多くが指名競争入札ということでございまして、市内業者さんから優先して指名をしているところがございます。

なお、このことにつきましては、規則等に特段の定めをしているものではございませんが、市内業者さんのほとんどは中小企業者さんということを鑑みますと、結果として中小企業者への受注増大については配慮しているということになってございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 4点目、工事における一般競争入札において総合評価落札方式を実施したものに対して、中小企業者の受注機会の拡大に資する評価項目の主観点の評価項目を採用しているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 過去、平成22年、23年ぐらいに対応した総合評価方式を採用した実績はあるんですが、近年におきましては工事において総合評価落札方式を採用した案件はございません。

なお、野洲クリーンセンターにおける長期包括運営事業の業者決定の際にこの方式を採用しておりまして、要求水準の中で地元企業からの調達等、地域振興に係る項目を設けまして評価に取り入れてございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 5点目の役務や工事でダンピング対策として最低制限価格制度を導入しているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 建設工事及びこれに関連する測量や設計、監理の業務委託を発注する場合には最低制限価格を導入してございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 6点目、東近江市では平成23年4月のホームページにおいて、市内下請業者・市内材料調達の促進についてを出されております。長引く景気低迷により公共投資が大幅に減少する中、建設業者の厳しい経営環境に鑑み、地域経済の活性化と地元業者の育成を目的として、東近江市発注の建設工事等における下請業者及び建設資材の

調達については、下記の点について御協力いただきたくお願いいたしますと、2点にわたり、下請契約をする場合、市内に本店を有する業者の発注をお願いし、さらに適正な価格と下請代金支払いの適正化など求め、建設用資材も地元調達をお願いされています。野洲市ではどのような対応がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） さきのお答えの折にも触れさせていただきましたが、本市におきましては同趣旨の内容を特記仕様書、業者に発注する際の仕様ですね、これに記載をしております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 徳島市では、公共工事、物品調達など、公共調達全分野で市内企業への件数ベースで発注率90%を目指す。年度ごとにホームページで公表するというところで、平成25年度でも91.0%となっています。野洲市での状況をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 野洲市全体としての統計はとっておりませんが、公共工事の総務課所管分の公共工事の入札について、受注率として申しますと、平成28年度では42件中35件で約83%、それから27年度では52件中46件で約88%、26年度では39件中35件で約90%というような数字でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 公共事業の関係の場合は、徳島でも市内に本店があるとか、情報システムとか物品調達なんかは本店、支店、営業所があるというところの発注となっておりますが、野洲市でも同様の状況なんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 基本的には、野洲市にいらっしゃる業者さんでお願いしています。特殊なものを発注するような場合ですね、それは市内に取り扱い業者さんがいない場合は、市外あるいは県外等の選択となっております。基本的には市内から考えていくという方針でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 特殊な場合として、徳島でも情報システム、パッケージソフトウェアの導入とか、そういうふうな特殊なところ辺は市外業者という形になってはいますけど

も、ほとんど多くがやはり市内で発注をしているということで、91.0%というのは非常に私は高い状況であろうかと思えます。100%を目指すみたいな形で言われているんですけども、この83%とか88%が高いのか低いのか、私はやはりもう少し市内の業者さんに仕事が行くような、そういうところをもっとやっていただきたいと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 済みません、総務課発注の公共工事でございますので、これは仮に、例えばほかの課の物品納品とか納入とか、そういうことも含めると、逆に数値は上がるというふうに考えてございます。

それから、議員もおっしゃったように、情報システム等の本当に特殊なもの、あるいはクリーンセンターの運転のような非常に専門的なものは、これはもう市内に業者さんがありませんから仕方がないんですけども、基本的に総務のほうでは市内優先ということもしておりますし、市全体といたしましても当然のこととして市内業者さんから先にお話を聞かせていただくということになってございますので、100は当然無理なんですけれども、地元の受注率を上げていくようには常に考えておるところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） やはり税金の還元というのをしていかないと、地域経済はよくなりませんので、そこら辺はよく御存じやというふうに思います。

クリーンセンターの余熱利用事業とか市民病院建設に当たっては、工事発注の方針はどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 両事業とも、今のところ具体的な工事発注方針は決まっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 吹田市民病院がJRの岸辺駅前に431床、8階建てで建築がされています。駐車場は280台、5層6階というふうなことで、大成建設が125億で落札をして、30年には開院という形で今進められているんですが、地元業者とのジョイントを行って、3次下請で20%以上、総合評価では35%で5点を配分というふうな形で

大成建設が落札をしたわけなんですけども、そういう意味では、今決まっていなとおっしゃいましたが、方向性は持っていかなくてはならないんじゃないでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） さっき申しましたように、既に市役所全体で市内業者優先というベースのもとに仕事を行っておりますので、当然のことながら市内業者さんがいろんな面でないがしろにされないような方式が採用されることと考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） いや、だから、今、吹田のことを言ったように、全体を3次下請のところ辺までで20%以上という下のラインを決めているというね。100億の仕事やったら20億は市内にお金が回ることですから、行政としてそういうふうなところを、35%で5点を追加しはって大成建設がそこで点をとらしたんですよ。35%です。100億としたら35億が市内で、全くそのままではありませんよ、途中でピンハネがありますからね。けども、ピンハネいうたらあかんのかな、手数料いうのか。そのまま丸っぽ全部落ちていくわけではありませんで、ちょっとずつちょっとずつ少なくはなると思いますが、そこら辺のラインを行政として持たれるかどうかというのが、配慮願うとか仕様書に書いているとかというふうなのではなくて、数値がやっぱり必要やというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） それはその工書の種類にもよりますし、その発注形態にもよりますので、今ここで申し述べることはできません。先ほどおっしゃいました総合評価方式の地元貢献点を何点にするかとかというのは、それはもうその工事発注の中で決めていくことですので、あらかじめラインを引いていたとしても、その工書の種類でありますとか金額の多寡にもよりますので、それは工事ごとに決めるべきものであるというふうに認識しております。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 市内に税金の還元がされるように求めていきたいと思えます。

次に第2点目、琵琶湖での安全な環境についてお尋ねをいたします。

8月17日、琵琶湖で市が行っているカヌー教室の場所に水上飛行機が墜落しました。カヌーやヨットの指導中でなく、不幸中の幸いでしたが、教室の最中なら大事故になった

のではないかと思います。安全な琵琶湖が求められます。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例というのがありまして、昭和30年に施行され、何回も条例の改正が行われています。しかし、専門家によると、さらなる条例の改正が求められています。県に対して意見を上げていただきたく質問をいたします。

第1点、琵琶湖等安全条例は、琵琶湖だけのルールであり、この条例の中身を知らない人がいます。水上オートバイの操船者は講習が義務づけられています。しかし、モーターボートやプレジャーボートなどは、1・2級船舶免許では習わないから講習の義務づけが必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 野並議員の琵琶湖での安全な環境について、まず1点目の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

水上バイクの操船者、操縦者に対する講習などでございますが、1・2級の船舶免許取得者への講習義務の見解でございますが、当条例は滋賀県の条例で定めてあるものでございます。したがって、滋賀県において適切に判断されるものと考えておりますので、市の見解としては控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 市としては控える、県だということをおっしゃいますが、カヌーやヨットの指導中、これは野洲市がやっております。BGでやって、子供たちも、これヨットですが、ぼけたある。ピント合いませんか。ピント合いませんか。これ、ヨットです。ちょっとこんなぼけたあるのはどうしようもないんですが、こういうふうなことが行われています。

それで、県やと言われます。これ、ちょっとピント合わせてくださいね。マイアミ浜のところに、ここにあるんです。内容こんなんですというて。条例の中身が書いてあるんですけど、たった1カ所ですよ、マイアミ浜の端っこのほうにね。内容で、こういうふうな形で、ちょっとアップしてもらえませんか、いろいろ規制が書かれています。たった1カ所ね。水上、こういうような状況では、ちょっと1カ所こんなでは、到底やないけど、皆さん見られるような状況ではありません。これはやはり市としても、子供たちがこういう横でやりますから、市としてやはり条例の徹底をするためにもふやすとか、来ておられる方にものを渡すとかというふうなことを市としてやっぱり求めないとあかんと思うんで

すが、どうでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 市民部、田中でございます。

今のプレジャーボートの航行規制水域の分が出ていたかと思うんですけども、実際こちらのほうに、琵琶湖のほうに安全な環境をというタイトルで御質問頂戴しておりますけれども、実際に条例を御存じでない方というのものもあるかと思えます。したがって、琵琶湖の安全な環境をという大きなテーマで考えますと、条例を知ってもらう、また安全に活動してもらうためにこの条例を啓発していく、そういったところは必要になってくるんじゃないかなというふうに考えます。

また、この1・2級でございますが、1・2級だけでは、例えば先ほどのカヌーとかの件でございますが、そういったところに水上オートバイとか入ってくるということも危惧されるわけですけども、そういったところは野並議員の今申し上げておられます琵琶湖水上オートバイ安全講習というものは義務づけられておりますので、そういったところをしっかりと周知していくという形になるだろうと思えます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 先ほど見せました中、子供たちがやっているところ、この場所に水上飛行機とかパラグライダーとか通るんですけども、飛行するんですけども、やはり高さの規制というの必要ではないかと思えます。こんなことをされているところを低空飛行で飛ぶというようなことも実際起こっているということですから、そういったこともやはり県の条例を改正をしてもらう必要があるのではないかと思えますが、どうでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 2点目でございますが、御指摘の滋賀県琵琶湖等水上安全条例に、飛行機、モーターパラグライダーの上空の高さの規制が必要ではないかという質問でございますが、1点目でも申し上げましたように、滋賀県の条例として定められているものでございますので、滋賀県において適切に判断をされていくべきものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 1点目と同じことをおっしゃったんですけども、県にやはり言う

ていく、こういう実態になっているという声を届けていくということは必要であろうかと思ひます。県は認識していないかも知れませんが、やはりそこはどうなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） こちらの、今の野並議員の県に届けていくという話でございますが、先般起こりましたパラグライダーの事故でございますが、こちらのほうは基本的に滋賀県警察本部のほうの守山署のほうも来ていただいておりますし、またそうした事故があったという統計として上がってくるものというふうには認識しております。また、先ほども申しましたように、そういった事故があれば、そういうパラグライダーの協会さんとか、そういったところにもいろいろと安全周知の面を働きかけていくという形でいろいろ関係機関と連携を図っていくという形になろうかと思ひます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 県は県で県警などがされると思ひますが、市としてもやはり積極的に問題点を、こういうふうにしてほしいというものを出示していただきたいと思ひます。

これ、見てください。ブイが浮いているんですけども、陸から350メートルのところにブイがあります。そのブイの中は、こういう形で禁止区域が決まっていますので、もうちょっとピンと合いませんか、その中には入ったらあかんという形になっているんです。このマイアミ浜もここから出るというふうな形は禁止はされたんですけども、ここのブイの中に墜落をしました。条例には、さっき見せたように、罰則の規定があるんです。ここをもっとアップしてほしいんですけども、30万円の罰則規定がありまして、違反をした場合。そのブイの中に入ってきた場合はね。この航行禁止のところに入ってきたら30万円の罰則規定があるんですけども、これまで罰金を払った件数とか金額を明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 3点目でございます。条例に基づく罰金を払った件数と金額についてでございますが、まず28年度で4件、これは安全講習の未受講が3件、航行制限違反が1件ということで合計4件。金額については回答を得ておりません。29年度の8月30日現在でございますが、違反件数としては3件ということになってございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） もっとたくさんの違反しておられる方があるというふう聞いております。この県の条例の23条で、公安委員会の規則で水上安全指導員を委嘱することができるというふうになっておりますが、野洲市では委嘱された人がおられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 4点目の水上安全指導員さんの件でございますが、県の条例の23条に基づきまして、県の公安委員会のほうで規則に定めます水上安全指導員として野洲市民の方を委嘱しておりますが、その方については、数で申し上げますと、1名ということになっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） この方は夏場やら、どういう形で安全指導の仕事をされているのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 指導の仕方というふうな形の御質問かと思うんですけども、安全指導員さんは守山警察の署員さんとかを動員した形で指導啓発、これは指導啓発ですけども、ゴールデンウイークとか7月、8月を重点的に、守山野洲水上安全協会さん、キョウとして実施されているものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 守山野洲の安全協会が野洲の浜を重点的に見てくださっているという内容なんですか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 今申し上げましたように、こちらの守山野洲水上安全協会さんというのは、守山署のほうに本部を置いておられますので、守山から野洲の湖岸地域全体ということになります。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） それやったらすごい長さというのか、監視の区域が広いというふう思うんですけども、8月の最後の休みにはこのマイアミ浜からレジャーボートとか、

そういうなんは出ることは禁止されているので出ないんですけども、沖島から、対岸、沖島が見えるんです。その沖島からぱっと乗ってきて、マイアミ浜でバーベキューをして、ほんで沖島のほうに帰っていかれるという、もう相当、何十台のものが来ていたということをおっしゃっていますので、この水上安全指導員というのがやはりもっときっちり任務というのか、権限を持っていただいて禁止をさせていくというのか、安全を図るための権限というのか、そういうふうなものがないと、放置されたままとなります。

ここ、マイアミ浜は湖岸開発株式会社が運営されていますので、28年度決算でも260万円の純利益があって、オートキャンプ場の売り上げも伸びているという事業報告の中に出ておりますので、けども、ここにプレジャーボートなんかが入ってくるということに対してはやはりもっときちっと指導をしていかないと、その横でヨットやカヌーの教室をされておりますので、ちょっと不安を感じておられますから、そこらあたりはどういうふうに来年の夏に、まだ夏は終わっていない、まだまだされると思いますので、冬になるまでの間も多分そういう行為は続くと思いますので、どういふふうにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） まず、野並議員の琵琶湖水上安全条例、こちらは滋賀県の条例でございますので、こちらのほう、夏場においても滋賀県さんにおいても水上バイクの利用の実態調査とか、またそういうほかの、夏場のレジャーの適正化に関していろいろと、陸上から船から定点調査をされております。そういったところがございます。

そしてまた、先ほど申しましたように、水上委員さん並びに守山署において啓発活動、取り締まり等をやっていただいておりますので、そういったものの強化、充実がまず一番最初に考えることやと思いますので、そういったところをお願いしていこうかなというふうな感じで考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 事故が起こってからでは本当にだめだというふうに思いますので、ここが禁止区域で入ってきたらあかんということを知っているのか。知らんから入ってくるんやというふうに私は思うんですよ。知っていたら入らないと思うんです。それか、出たら、出ることはあかんけど、入ってくるのはええというふうに誤解されているのかわかりませんが、やはりこういう、ここから出ていくことはだめだという禁止をされたら

いうことは、やはりもっとしっかりと徹底してもらおうということが必要ですので、今現在でそういう状況ですから、そんな3件、4件の違反の、そんな程度の話ではありませんので、もっと30とか50とかという数が出るんかと思いましたが、そんな数ではありませんから、まだまだ冬まではこういう形が続きますので、きちっと指導、権限与えてもらってやらないと、罰則があっても、それを取り締まる状況ではないとするならば、体制をとっていただきたいというふうに思います。

次に、通学路の安全について質問いたします。

市内には多くの課題があるが、何より子供の通学、通園の安全の確保が必要であると思います。通学路交通安全対策推進会議で年次的に改善計画が立てられていますが、スピードを速める必要があります。

第1点目の、点検箇所に入っていないが、通学時間帯に市三宅竹生線の竹生や竹ヶ丘から市三宅の寺角宮の前線、三河神社の前ですね、あそこを通過して野洲駅などに抜ける車の進入があります。標識も7時から9時は進入禁止になっているにもかかわらず、抜け道として通行されており、道路幅も狭く、大変危険な状況であります。対策や取り締まりの強化が求められていますが、市としての対応はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 野並議員の通学路の安全についてということで、1点目でございますが、1点目の市道市三宅竹生線の方面から寺角宮の前線を通りまして市三宅小南線へ通り抜けていく道でございます。当該寺角宮の前線の車両通行の規制が今現在ございませんので、通勤、通学、特に通学の送り迎えだと思いますが、こういった通り抜けが実際にございます。ということで、大変危険であるというふうに認識しております。現在、地元市三宅自治会さん、そして守山警察署と規制に向けた協議をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 堤防のところにある大きな道です。標識は確かにここから向こうは行けませんというてあるのと、その手前に7時から9時の、こっち側に曲がる、軽車両を除く、軽車両を除くというのは、別に軽自動車じゃないんですね。リアカーとか、そういう、バイク、そうそう。とかというふうな、立ててあるんですけども、入ってこられるというのが実態でありまして、くりっと回ってこの道を入っていくんです。こっち

にね、ずっと入っていかれるということで、今、協議をしているということですが、通学している通学路でもあるので、これは大人の者が危険やというふうに感じております。30キロと制限していますけども、30キロどころじゃないということで危険を感じておられますので、やはりちょっと警官による見張りとかスピードの制限オーバーで切符切るとか、何らかそこにアクションを起こして行って、気いつけなあかんという、そういうものが私は今とりあえず検討しているのが実現するまでの間でも対策が必要やというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 今現在、対策が必要ではないかということなんですけど、実はここの交通量調査は5月、7月、7月には2回、それぞれ生活安全課のほうで実施しております。例えば5月8日ですと、8時10分から8時40分まで、30分の間に20台通過。また、7月28日には7時30分から8時30分まで61台通過。そして、7時50分から8時30分には38台通過と。こういった形で実際に数値を上げておまして、こういったことなどのデータを守山警察署さんに提供していると。こういった数字を積み上げたり、また実際に、通学路の件が出ておりましたが、21名の方が北野小学校さんへ行っておられるということを確認しておりますので、そういったことを守山警察署のほうに我々のほうから実態として明確にデータとして提出しながら協議を進めるというふうな形をとらせていただいております。

また、9月にも実際に、今度は新たな学期が今始まりましたので、新たな学期でまたもう一度こういった調査をしていきながら、実際に警察の方にこういった形で取り締まりなりをしていただくかということを検討していただくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 本当にパトカーが1台か警察のバイクが1台でもとまっていれば大分違うというふうに思いますので、市内にはあちこちで危険な箇所はあるかと思うんですけども、やはりそういう意味では、ここスピード制限で捕まるとこやなというふうに認識をしてもらうだけでもかなりの違いが出てくる。これ、61台がびゅっと走っていくような状況やと、やっぱりそれは住民の方が、これはもう危ないなという状況だというふうに思いますので、本当に事故が起こってからではだめだと思いますので、そういう具体的な対策を講じていただきたいと思います。

次に、市道市三宅線と北口線の交差点、市三宅線を直進する車が最近ふえてきました。北口線から右折する車は、歩道の手前では左から来る車が見えないために、歩道を越えて出てしまう。歩道上にも乗ってしまうというような状況です。通学時にはスクールガードの方も毎日見守っていただいておりますが、信号機の設置が早期に求められると思います。

通学路の調査、この部分、野洲市通学路交通安全プログラム、3月に出されているこれでは、順位としては2番目なんですけども、公安委員会との協議はどうなっているのか、進捗を尋ねたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 2点目の市道市三宅小南線と市道北口線の信号機の設置でございますが、私ども野洲市といたしましても当該箇所は道路安全対策の重要箇所であるということを認識しております。本年度は4月26日付で平成30年交通規制要望を既に守山警察署に提出しております。しかしながら、県下の財政事情が厳しいとの説明を受けており、設置箇所の優先順位についてでございますが、警察本部のほうで判断されるため、進捗状況については現在のところ把握できておりません。

また、今後、その都度要望を切に上げていくことになるかなというふうな形を考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） いつも信号機のことになると、もうとにかく予算がない、県が順番にというふうな答弁しか聞かないんですけども、本当に今、市道市三宅小南線、通行量も多いし、スピードももうすごいスピードで走ってきます。ですから、交通量が多くなってきて、昔と比べてちょっと本当に危険やなというふうにも思いますので、ぜひこれはもう重要やと認識をされているならば、声を高く、足繁く公安委員会にやっぱり実情を言いにいっていただくという、実態を見にきてもらうというようなアクションを起こしてほしいと思います。朝の通勤時間帯は本当に危ない。子供も通学していますから、非常に危ない状況になっていますので、アクションを起こしていただきたいと思います。

次に、市道野々宮殿町1号線と富波野住宅からの道であります。通過の車も多く、自宅前に駐車している車もあり、子供が車道を歩いているという状況が見受けられます。優先順位は4番であります。歩道が無理ならば、緊急にグリーンベルトの設置が必要であり、要請中ということがこのプログラムには書かれているんですけども、進捗状況をお尋

ねします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の3点目の御質問でございます市道野々宮殿町1号線についての対策ということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

当路線につきましては、野洲市通学路交通安全プログラムに基づくハード対策としまして、今年度、グリーンベルトの設置を行う予定でございます。

現在の状況につきましては、工事発注に向けまして既に起案済みでございますので、9月末の入札により施工業者を決定し、年内の完成を目指しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 年内完成ということはいずれの話であります。前回もこのところを質問をしたときに、まだそんな話はありませんでしたので、喜ばれると思います。

このプログラムをずっと全部見ますと、グリーンベルト要望中ということが多々書かれているんです。もう信号機つけえ言うてもなかなかですし、いろんな意味でグリーンベルトを本当につくるだけでもかなり車は遠慮すると思いますので、このグリーンベルトというのはもう時期を早めてやらなくてはならない。優先順位が低いところもあるんです、4番目とか5番目とか。というふうな優先順位が低いような状況であつたら、これ何年かかるんかいなというふうな思いがしますので、これはもう早期に行う必要があると思うんですが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の4点目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

本市でのグリーンベルトの整備につきましては、国の社会資本総合整備交付金のパッケージメニューでございます防災・安全交付金、子供たちが安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備を主な原資としまして実施しているところでございます。

今年度、交通安全プログラムとして要望中となっておりました路線、祇王学区2路線、中主学区11路線、北野学区2路線、篠原学区5路線の合計20路線、延長にしまして6,647.5メートルでございましたが、交付金の予算の配分によりまして、今年度は9路線、3,628.5メートルの施工にとどまりまして、本年度施工予定でございました残

りの残事業でございますが、11路線の延長3,019メートルにつきましては、次年度以降の交付金事業として工事に着手する予定をしております。

なお、8月末現在におきまして、これ以外のグリーンベルト設置に対する追加の御要望については現在のところございませんので、申し添えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 6,600からの要望に対して約半分ぐらい、3,600ぐらいしか社会資本整備総合交付金ではおらなかったということですが、次年度、残りの3,000メートルというのを出した場合、また半分ぐらいの1,500ぐらいでおさまっていくとしたら、やっぱり残って、またずっとかかってしまうということがあると思うんですけども、もう来年には、それこそ残りの部分に対して市の起債の発行を何とか、何らかの形で本当に早期にやらんとあかんもんじゃないかというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、ただいまの野並議員の再質問でございますが、グリーンベルトの早期完了を目指すべきではないかというようなことでございます。当然ながら、早期に完了を目指しまして、野洲市の通学路交通安全プログラムというものを作成をいたしまして、年度ごとに見直しを行って、再度そういった危険箇所については点検を繰り返しているところでございますが、本市としましても残事業でございます3,628.5メートルの施工につきましては、来年度中の完成を目指して国に対して交付金の要望をするつもりでございますので、これが必ずしも全てできるとはこの場では申し上げられませんが、うちの考えといたしましては、残事業については来年度全て施工できるように頑張りたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ぜひ頑張ってください。

最後に、県道木部野洲線の拡幅と歩道の整備について質問いたします。

野洲市内の県道で歩道がない一番危険な箇所は木部野洲線の久野部地先ではないでしょうか。道路がカーブしており、北側のお墓のところは1メートルぐらいの歩道の設置はできましたが、大型車も通行する道路としては何より拡幅と歩道の設置が求められています。

前回の質問で、円光寺の神社の移動、文化財なんですけども、できないかということをお尋ねいたしました。文化財であり、検討が必要とのことでしたが、協議の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の4点目の御質問でございます。県道木部野洲線の拡幅と歩道の整備についての状況ということでお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

現在、道路管理者であります滋賀県において、歩行者の安全対策と将来の交通量を考え、両側歩道の設置と、県道大津能登川長浜線との交差点につきましては、交差点改良による右折だまりを設置するように計画をされているところでございます。

また、事業については、昨年度から測量設計及び道路予備設計にとりかかっていたいただいており、基本的な検討を現在していただいているところでございます。

計画の法線上に位置してございます国の重要文化財でございます大行徳神社につきましては、現在、支障となる物件移転の可能性について、具体的な案をもって、滋賀県文化財保護課を通じ、文化庁に対して協議をしているところでございます。

今後は、事業が早期に実現できるように、関係機関と協議を整えまして、地元自治会に対しても理解を得られるよう丁寧な説明を行い、事業を推進してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） こういう部分はかなり個人の財産の部分もありますので、なかなか厳しい部分もあるかと思えますけども、本当に狭くて人の歩くのも危ない状況です。カーブしているから本当に見えないという状況ですので、事業の推進を図るということですが、どのぐらいのめどを立てていこうというふうに思っておられるのか、何かそれが見えてこないんですけども、どのぐらいなんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の再質問でございますが、当路線の改良のめどということでお尋ねでございます。先ほども答弁させていただきましたとおり、当路線においては国の重要文化財がございます。これはこちらのほうで移設について判断すべき物件ではございませんので、文化庁との協議が整わない限り、当路線の拡幅事

業には着手できないというような状況にもございます。加えまして、地元自治会等の十分な調整も必要になってきますので、その辺についてかなりの時間を要するのではないかと、このようにも考えておりますので、今現在のところ、そういっためどにつきましては具体的にはお示しすることができません。御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、当初から取り組んでいまして、県の文化財保護課にも、命が大事なのか、文化財も大事だけどもということで迫っていまして、かなり雪解けになっています。ただ、高架橋を接続しないといけないので、いわゆる法線も大きな変更が伴いますが、現時点では、今、部長が答えましたように、歩道と右折だまりを設ける案でやっていますが、いつまでと言われると、まだ、県の事業でもあるし、かなり大きな交付金も要りますから言えませんが、全速力でやっています。かなり今言ったように動きが出てきておりますし、直接私も地元の自治会長にも依頼もしていますので、ぜひ応援して御期待をいただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員、6秒しかございません。

○8番（野並享子君） 私、議員になってから、ここの交差点改良はもう一貫して言っておりますので、ぜひとも何とか改善を早期に図っていただきたいと思いますので。

（「……」の声あり）

○8番（野並享子君） ええ。よろしくお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第2号、第13番、山本剛議員。

○13番（山本 剛君） 第13番、山本剛です。

1点、夜間中学について質問をいたします。内容といたしましては、野洲市に夜間中学の設立をとということであります。

公立中学校の夜間学級、いわゆる夜間中学は、中学校のうち、夜の時間帯に授業が行われる学級のことをいいます。

夜間中学が開設された背景には以下の要因がありました。

戦後の混乱期には生活が大変で、中学校に通う年齢の人の中には、昼間は仕事をしたり、家事手伝いをしたりと、昼間に中学校へ通うことができなかった人が少なからずいました。そこで、昭和20年代初頭、そうした人たちに義務教育の機会を提供できるよう、仕事などが終わった後、公立中学校の2部授業という形で夜に授業が受けられる学級を設置した

のが夜間中学の始まりです。昭和30年ごろには、設置中学校数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴い減少し、現在では8都府県25市区に31校が設置をされています。

現在、夜間中学に通っている人たちは、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために学校に通えなかった人、これテレビの報道ニュースとかで、例えば昔の、戦後すぐの上野駅に戦災孤児の方なんかが集まっておられた、そういった報道を見られた方もおられるのではないかなと思います。そういった人たちも含まれるということですね。あるいは、在日コリアンの人、中国残留孤児の人、あるいは親の仕事や結婚などに合わせて来日したものの、日本の学齢を超過していた人、昼間の中学校で不登校となって中学校を卒業しなかった人、また不登校等のためにほとんど学校に通えないまま学校の教育的配慮により中学校を卒業した人などさまざまですが、いずれも何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった人たちであります。

夜間中学では、このような多様な背景を持った人たちの学びたいという願いに対応して幅広い教育を行うなど、学びの機会の確保に重要な役割を果たしています。また、昼間の中学校で不登校となっている生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れ、その生徒に支援を行うことも可能となっています。そして、識字教育としての機能も持っています。夜間中学を舞台とした映画「学校」、これは山田洋次監督だったかと思うんですけども、その「学校」という映画を見て夜間中学の存在を知った人も多いのではないかなというふうに思います。

平成27年、2015年7月30日付の日本経済新聞には、以下のように報じられました。

夜間中学、入学容易に。文科省が教育委に通知。文部科学省は、30日、不登校などで十分な教育を受けられずに中学校を卒業した人が義務教育の未修了者を対象にした夜間中学への入学を希望した場合、できる限り入学を認めるよう、全国の教育委員会に通知した。対象は、不登校、虐待などで中学の授業の大部分を欠席した人や、いじめや病気のため、落ちついた環境で授業を受けられなかった人などで、学び直しの場を広げるのが狙いだ。文科省の調査では、現在8都府県にある夜間中学31校の全てが中学校を卒業していないことを入学要件にしていると。

さて、現在、文部科学省は、夜間中学が少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう、その設置を促進しています。

先ほど、夜間中学は識字教育としての機能も持っていますと述べました。現在、人権センターにおいて識字学級が開催され、識字の取り組みがなされています。滋賀県内で識字の取り組みが行われているのはここだけあります。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず1点目、夜間中学の存在意義について質問をいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員の1番目の御質問、夜間中学校の存在意義についてお答えいたします。

夜間中学については、山本議員がお話のように、戦後の混乱期にさまざまな理由で中学校を卒業できなかった人を対象に、中学校を2部制にして夜間に開設されているものです。そして、夜間中学校の当初の役割についてはほぼ終わっていると考えております。

しかし、新しく日本にいられた外国籍の方や、不登校、その他の状況で学校に十分通えなかった人など、学力が十分につけられなかった人たちもふえているのが実情でございます。夜間中学校の制度を使うかどうかは別にして、このような人たちの学びの場を確保することは大切だと教育委員会も捉えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、当初の設立目的であった戦後の混乱というような部分はほとんど終わっているのかなというふうにも思いますし、今おっしゃったように新しい課題ですね、いわゆるニューカマーの人たちであったり、不登校等、いろいろな事情で昼間の学校に通えない、そういった人たちの受け皿といいますか、教育長おっしゃったように、学びの場として非常に私は逆に今日的な意味、新たな意味といいますか、新たな機能のほうが今日は大きくなっているのではないかなというふうに思いますし、そういったことで言いますと、決して当初の目的をほとんど終えたからもう夜間中学校は要らないということではないと思いますし、私も先ほど述べましたように、文部科学省としましても各都道府県に1校はということで設置は促進をしておるとい状況があります。そういった分については、特に教育長、昔、大阪にもお勤めでしたし、私も大阪で仕事をしていたときにそういったことは勉強もさせていただきましたので、お互い共通認識は図れるのではないかなというふうに思っております。

そこで、次の質問に移っていきたく思うんですけども、夜間中学では、先ほど申しま

したように、識字教育としての面というのも非常に大きい部分があるのではないかなというふうに思っております。そこで、識字教育の意義についてお尋ねをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2つ目の識字教育の意義についてお答えしたいと思います。

識字教育は、部落差別の中で学校教育を十分に受けられず、そのために獲得できなかった読み書き能力を取り戻し、差別に立ち向かう取り組みとして各地の同和地区内で進められてきた取り組みでございます。現在、同和対策事業として本市の支援は終了していますが、さきの延長線上に、県内では唯一、本市の人権センターで自主的に識字学級が開設されています。

一方、新しく日本に來られた外国籍の方への日本語指導や、形式的には中学校を卒業したものの、不登校などで実際学校に通えなかったことから、読み書き指導が必要な人もふえてきている実情もでございます。文字の読み書きは生活していく上で絶対に必要なものであり、このような人たちへの支援の場は大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） ありがとうございます。

今、もう教育長がお答えいただいた部分は本当に的を射てるなというふうに思いますし、非識字の状態にある人というのは、やっぱり自己肯定感が低くなってしまうわけですよ。もう少し別の言い方をしますと、もう自分を卑下してしまう、自分で自分を受け入れられない、そういった状況に追い込まれてしまうということがあります。もう少し簡単な言い方でいいますと、ありのままの自分を出せないという、そういうことですね。というのは、現在の私たちの周りを見回しますと、もう識字率はほぼ100%に近いということがあります。そういった中で、自分がその文字の読み書きができないということをカミングアウトするということはなかなか難しい。だから、どうしてもそれを隠そうとしてしまう。だから、その隠している自分はやっぱり嫌なわけですよ。そういった中で自分を卑下してしまったり、ほかの人との交流が持てなかったりというようなことがありまして、そういった面でいいますと、ありのままの自分を出して人ときちんとつながっていく、自分を高めていく、そういったことのためには、やっぱり識字教育というのは私は非常に大切なものであるというふうに思いますし、そういった部分で部落差別を撤廃するという取り組みの中で識字が取り込まれてきたということは当初のスタートとしてありまして、それが現

在ではニューカマーの方であったり、不登校の方であったり、いろんな方にウイングが広がっていているということがあると思います。

そういった意味で言いますと、識字教育の意義というのは、今日的な意義というのも私は当然新たに持ってきていると思いますし、今言いました自己肯定感といったような面からも非常に大切なものではないかなというふうに思っております。

そこで、3つ目の質問なんですけれども、県内で唯一識字の取り組みがなされておりますが野洲市に夜間中学を開設すべきというふうに考えておるんですけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 夜間中学につきましては、滋賀県が文科省の提案を受けまして、夜間中学校開設の調査をしております。その結果、県内に一、二カ所夜間中学校を開設するよりも、各市町に根づいている日本語教室等を支援するほうが効果的であるというふうな、県としてはそういう方向性を出しております。

そして、ニーズが大きいという観点から、外国籍の方が多いほかの市町ですね、長浜とか湖南市でありますとか草津市なんかですが、を中心に県が開設を検討した経緯もあるんですけども、そういう中で本市としましては夜間中学の開設はもうひとつかなというふうに捉えております。

また、夜間中学校の開設には、教員配置など、県の認可が必要になってまいります。そういう意味では、そのニーズという部分も含めまして、本市単独での開設は考えて今のところはおりません。

野洲市でも何人かの方が、国際協会に入ったところなんですけれども、そこで日本語教室に参加されて日本語の勉強をされているという、そういう取り組みは非常に高い評価は得ています。

また、コミセンやすを使って本市では生活困窮家庭を対象に、その中学生を主に対象にしておるんですけれども、学習支援事業としてヤスクールというのを開設をしています。こういう取り組みは、文字の読み書きを初め、基礎的な学力を身につけるための大切な場となっている、そういう現状でございます。

また、先ほど山本議員お話しされましたように、文字を獲得するということは自己肯定感を高める、教育の世界では自尊感情という言葉をよく使っているんですが、大体同じような意味ですが、自分が生きる大きな力になると。そういう意味では、こういう学習の場

は非常に大切かなというふうには捉えております。

本市教育委員会としましては、まずはこうしたヤススクールでありますとか日本語教室でありますとか、そういうことを実施されているところと連携をさらに深めまして、そういう部分の支援から始めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今おっしゃいました日本語教室でありますとかヤススクールでありますとか、そういった部分とも連携もとっていただきたい。そこ識字教育というのが切れるというような、言い方は変ですけども、別もんということではなしに、本当にその中身としてはそれを包摂しているものだというふうに当然捉えていただいているというふうにも思いますし、県教委のほうの意向というのは今ちょっと聞かせていただいて、野洲に夜間中学というよりも日本語教室等の取り組み、いわゆるニューカマーの方が多いところで日本語教室を行ったほうが有効だというお答えだったんですけども、たしか1年前だったかと思うんですけども、彦根で全国識字経験交流集会というのが行われまして、そこでもここの野洲の識字教室の方が報告をされたりとかというようなこともありますし、県教委としても一定ここの野洲の識字のことは評価もしていただいておりますし、県教委のところに、今のところはそういった考えですけども、全く野洲では考えていないというようなことでなしに、野洲でこういうことやっているから県教委としてもちょっと引き続き頭の中には置いといてくださいよといったような要望はしていただきたいなというふうにも思いますし、私自身、ちょっと識字への思いがやっぱり強いというのがありまして、私が大阪に勤めにいったときに識字の取り組みを知りまして、やはりこれは大事なことやなということで、野洲のほうでこういう取り組みをしたいなということで、当時の野洲町の教育委員会、同和教育指導課だったかと思うんですけども、そちらのほうにお願いをしまして識字教室を開設をしていただいたというような経緯もありまして、ちょっといろいろ述べさせていただきます。

文科省あるいは教育委員会の識字、あるいは夜間中学、着目をしているということを私は非常にいいことだなというふうに思いますし、先ほどおっしゃったように、新たな学びの場としての側面も持っておりますので、当市の日本語教室やヤススクールや、いろんなその取り組みをしていただいておりますので、そういった部分とも有機的に連携をしながら夜間中学あるいは識字教育の取り組みを今後も進めていっていただきたいということを

要望しまして、質問を終えたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第3号、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

きょうは、大きく分けて3つの質問があります。

まず最初に、核兵器禁止条約は国に調印と批准をとということで質問をいたします。

7月7日に、アメリカのニューヨークの国連本部で行われた条約交渉会議で、核兵器の使用や保有などを法的に禁止する核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。原爆が広島、長崎に投下されてから72年がたちましたが、被爆者と家族にもたらされた苦痛は言葉では言いあらわせません。被爆者の平均年齢も81歳となり、私たちの戦争を知らない世代が大半ですが、だからこそ、今、私たちが戦争の恐ろしさを語り継いでいくことが必要なのではないのでしょうか。

野洲市では、2006年に非核宣言自治体となっています。そのことを前提にしてお尋ねいたします。

まず最初に、国連で核兵器禁止条約が採択されたことについての所見を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の国連本部で核兵器禁止条約が採択されたことについての所見についての御質問にお答えをいたします。

国連本部で開催されました核兵器禁止条約第2回交渉会議におきまして、核兵器禁止条約が採択されたことは、世界の平和と安全が等しく保障される国際秩序の確立に意義あるものと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国際平和の確立に意義あるものとして確認しておりますという回答をいただきました。全く同感です。

次に、日本の政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加せず、今後、批准はしないと安倍首相は発言していることについてはどのように思われるのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2問目にお答えをいたします。

安倍首相の発言は別といたしまして、私の観点では、唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約の交渉会議に速やかに参加できない状況であるということは、まことに残念なことだというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 全く同感です。今、アメリカと同盟国だからといって、安倍さんが署名も批准もしないという、ここはやっぱりアメリカ言いなりで本当にだめだと思います。

次に、本市として国に核兵器禁止条約に調印し、批准を求めるべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 3問目の国に対する対応についてであります。いつも申し上げていきますように、今、考え方ははっきり申し上げましたけど、私の役目は国に言うことではないと思っておりますので、それは行いません。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国に言うべきでないということですが、市民の安全・安心、そういう観点からやっぱり国に求めるべきであるというふうに私は考えます。

次に、本市は2006年2月25日に非核宣言自治体となっております。しかし、平和首長会には入っておられないようですが、平和首長会にもぜひとも入るべきだと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市は、私が就任するまでは平和首長会に参加をしていませんでしたが、私が就任したその年度にもうすぐに入っております、平成21年3月に。しかし、その後、その会の趣旨にはまだ賛同はしておりますけども、運営等について少し違和感が出てきましたので、平成27年3月をもって退会をしておりますので、入るべきじゃなしに、入っていたんですけども、退会しているの、その状況はまだ変わっていないというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今の、かつては入っていたんですけども、この運営等について違和感というのは、具体的にはどんなことなのか、答えられたら。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 秘密でもないんですけど、あえて言う必要があるかなと思ってるんですが、言っといたほうがいいですかね。何か隣の、幾つか入っていない町がありまして、結構皆さん平和には重きを置いている方でも入っていないところがあって、この間

もちよつと雑談で市長会の際にそういう話があったんですが、私が入らなくなったのは、お金の問題ではないんですけども、会費を取るようになってきたんですよ。そうすると、個人で会費が出せない。税金で会費を出す。長崎とか広島的首長さんは、私たちに相談もなくてメッセージは出しておられます。そうすると、税金で会費を出している組織がそれでいいのかなということで、趣旨には賛同しますけども、市民の税金で会費を払うようになったということからどうかなと。少額ですから、私、個人的には払ってもいいんです。私が個人的に払って入れる会ではないので、そこが引がかかった一番大きなポイントであるというふうに私なりに考えていますので、お金の問題ではないんですけども、税による会費制になった段階から少し遠慮をしたということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 税金で会費使うということがちょっと違和感があるということなんですけども、会費は、金額的には2,000円ですよ。そやけど、その税金で2,000円使うことに市民が違和感持つかというたら、平和運動にお金使われるんやから、やっぱり市民は賛同してくれると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 答えですか。住民投票をやっていただいたらどうかなと思いますけど。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に移ります。

安倍首相が5月3日の憲法記念日に、憲法9条の3項に自衛隊を明記し、2020年に施行すると言っていますが、このことについてどのように考えられるのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 安倍首相の憲法改正の御質問にお答えをいたします。

これ、思い出しますと、安倍首相が一番最初就職した土地の神戸で発言されて、そして新聞報道されていまして。今回御質問があったので、その後何か進展があるんかなと思つたら、全く何の進展もなくて、単なる報道しか内容がございませんので、コメントを求められたんで何かさせてもらおうかなと思つたんですけど、コメントするような材料が今回残念ながらなかったんで、答えは以上といたします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） コメントする必要なかったと言いますが、憲法が今、平和憲法はこの72年間守られてきたし、そこで安倍首相が憲法改正を含む言葉を言われるのは、憲法99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」ということになっています。そういうことからすれば、総理自身が憲法を変えると発言されることですね、どんなふうに思いますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これに関しては、以前、野並議員の御質問にお答えしたはずですし、もう繰り返しません。

いずれにしても、今回の御質問は9条、1項、2項置いて3項に何かを加えるということでした。そのときもお答えしたと思いますけども、自民党の公開されている憲法改正私案と内容が全く違う。その後の報道では、それをまた総理の指示で変えていく作業が始まるというふうに報道がしてあって、その後の動きは、私、あると思っていたら、今申し上げたように一切動きが外には、私たちにはわからないので、影にコメントするようなものになりますからあえて、特に今、焦点が、的があるんかわからないのにコメントすることはできませんというのがお答えであります。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員にちょっとお聞きします。まだ御質問やられますか。

○9番（東郷正明君） もう一回。

○議長（坂口哲哉君） 次の段階に変わられたら暫時休憩したいんですが。

○9番（東郷正明君） もう一つ、今のことで。

○議長（坂口哲哉君） はいはい。

東郷議員。

○9番（東郷正明君） 自民党の党のほうの中でも憲法議論は進んでいますけども、自民党の憲法改正案というんですか、その中にはやっぱりこの憲法を、憲法そのものは国家権力を縛るものがあって、国民を縛るものではないんですよ。ところが、今度自民党の草案には、逆に国家権力が国民を縛るような内容になっているんですけども、ずっと全部読んでそういうふうを感じるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、よく知っていますけども、それなりにある程度情報は持っているつもりですが、今回の御質問は9条の1項、2項を置いて3項ということでしたんで、これも私、所見いっぱいあるんですけどね、今、総理に絡めて言っておられるから、

総理のその後の動きが、あるいは党の動きが全くないからコメントできないということでもあります。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次の質問に入ります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後2時47分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市民部長より、野並議員に対しての質問に対する答えがちょっと違っていたようでございますので、市民部長より発言を求めます。

市民部長。

○市民部長（田中理司君） 野並議員の通学路の安全についてというところで、ちょっと補足の説明をさせていただきます。

抜けておりましたのは、7月28日、7月31日、それぞれ61台、38台という通行量の調査をしたと申し上げましたが、ここ、調査地点を申し上げるのを忘れておまして、補足で、追加で説明させていただきます。調査地点は、市道市三宅竹生線の竹ヶ丘の住宅地の入り口でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） それでは、続きまして東郷議員。

○9番（東郷正明君） 2つ目の質問です。

介護保険総合事業をめぐる実態について質問をいたします。

2017年4月から改定介護保険法による要支援サービスの見直しが行われ、介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしています。これまでの全国一律の介護保険給付から訪問介護と通所介護が市町村の事業へと移行し、総合事業では市町村へ枠を定めて競わせる仕組みとなっています。その結果、基準、内容、単価、利用料は各市町村でばらばらになりました。

本市の総合事業の進捗状況と実態をお尋ねします。

最初に、総合事業になって要支援1・2の保険給付から外れた方はそれぞれ何人おられるのか。また、その人たちへの対応はどのようにされたのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、東郷議員の介護保険総合事業をめぐる実態についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の総合事業になって要支援1・2の保険給付から外れた方の人数、その人たちへの対応についてでございます。

介護保険の認定期間が終了し、要介護認定を受けずに基本チェックリストにより総合事業の対象となった方は、8月末現在でそれまでの要支援1の方29名、要支援2の方15名、合わせて44名おられます。その方々につきましては、個別地域ケア会議で今までのケアプラン内容を評価しまして、その結果、今後も継続してサービス利用が必要と判断されたことから、通所介護や訪問介護など、総合事業のサービスを御利用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今の説明ですと、要支援1の方が29人、2の方が15人、保険給付から外れて総合事業へ移行されたということなんですけども、その外れた人たちが本当にそれでいいと思っておられるのか、この中にもやっぱり何で外れたとか、そういう不満とか問い合わせとかというのは、そんなはなかったですか。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） ただいまも御答弁申し上げましたように、個別地域ケア会議で今までのケアプラン内容を評価した結果の中での今後のサービスの利用のあり方を決定させていただいたところでございまして、今現在のところでは苦情等のことは聞いてはおりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に、総合事業では、指定事業所によるホームヘルプサービス、デイサービスに加えて、緩和基準サービスAとして無資格者によるサービスや住民サービスBのボランティアによるサービスが行われていますが、現在の進捗状況について答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 2点目の総合事業の現在の進捗状況についてでございます。

野洲市では、緩和基準A型のサービスとして、訪問型で1事業所、通所型で4事業所をしておるところでございます。住民主体によるB型については、現在は実施しておりませんが、短期集中予防のC型につきまして、訪問型は市が直接、通所型につきましては委託する形で実施をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） これで、要はそのサービスが受けられないとか、そういうような方は全部対応はされているということで、認識でいいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） はい。ただいま東郷議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に、これまで要介護・要支援を受けることが必要であったが、認定手続が省略され、簡易なチェックリストだけでよいとされているが、本市はどのようにされているのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 3点目の認定手続が省略され、チェックリストのみでよいとされたが、本市の対応はという御質問にお答えをいたします。

新しく介護保険申請の御相談を受けていただく際に、デイサービス、ホームヘルプサービスのみの利用を御希望される場合につきましては、窓口で基本チェックリストを実施しまして、該当すれば総合事業対象者となるところでございます。ただし、住宅改修や福祉用具レンタルなど、総合事業にないサービスを希望される場合には、要介護認定が必要となるところでございます。

また、既に要介護認定を受けておられる方につきましては、認定更新時に地域包括支援センターの職員が個々に訪問いたしまして、デイサービス、ホームヘルプサービスのみの利用を希望される場合につきましては、基本チェックリストを実施しまして、総合事業対象者に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを実施しまして、個別地域ケア会議にて必要なサービスを総合的に判断しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） このチェックリストで判定されるようになってはいるんですけども、それで役所の方が実際に家庭に来られて介護者とお話しされて聞かれるということを僕も聞きました。ほんで、そのときには介護される方もきっちり何か答えはる。だから、このチェックリストでは要支援1・2から、保険給付から外れてしまうんやということを何人かの市民からは聞いています。ほんで、そこで来はった方とはしっかりチェックリスト聞かはると答えはるんやけども、本人はもう2分、3分たったら、家族の方ですら、あんた誰とか、いわゆるそんな状況もあります。ほんまにこのチェックリストできっちり要支援1・2、またそれがほんまにきっちり判定されているのかどうか、ちょっと僕は疑問に思うんですけど、その辺の認識はどのような認識をお持ちですか。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） この基本チェックリストによります総合事業に該当するであるとか、そういうことの方針についてでございますけれど、その辺につきましては、職員のほうがその方の状況をしっかりと見きわめる中で、適正なサービスに結びつくような形で進めておるといふふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 適正な措置でということですけども、やっぱり人とはきっちり答えはるんやけども、こういう介護者というか、認知症とか、いろんな方はほんまに一緒に長時間住んでいないと、なかなか実態というのはわからないと思うんです。やっぱり徘徊も何度かされて、そういう実態もあります。そういった状況も踏まえて、また今後、よりよく支援をしていただくようお願いをしておきます。

次に、総合事業では介護保険の財源、国・都道府県・市町村負担と介護保険料を使うが、国は上限額を定めています。その上限額は、その自治体の75歳以上の伸び率しか増加率を認めないと定めています。これでは総合事業に移行してすぐに、二、三年のうちにその上限枠を超えてしまうことになって、サービス利用を減らされることになるのではないかと思います。上限額を超えた分は介護保険財源からは出なくなりますが、市としてその場合どのような対応をとるのか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 4点目の国の上限以上の利用者があった場合の市の対応についての御質問にお答えをいたします。

総合事業につきましては、平成29年4月、今年度から開始のため、事業費については検証はできておらない状況ではございますけれども、効果的、効率的な事業の実施に努めることによりまして、上限の範囲内で事業を実施せざるを得ないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） その事業の範囲内となると、やっぱり現実サービスが下がってしまったりということがあると思います。やっぱり高齢者の、これまで一生懸命やってこられた、そういう人たちをしっかりとフォローしていく、命と健康を守る、そういう自治体としての役割をしっかりと果たしていただきたいと思います。今後もまたよろしく願います。

次に、サービス利用権・選択権保障、従来のサービスが今後も利用されていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 5点目のサービス利用権・選択権保障がされるのかという御質問でございます。

総合事業の対象となる方の介護予防ケアマネジメントを的確に行いまして、従来どおりのサービスでありますとか緩和された基準によるサービス、短期集中型の予防サービスなど、その方の自立支援に適したサービスを利用いただきたいと考えております。サービスの利用が一律に制限されるものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 緩和されて、そこはサービスが緩んでしまう、そして自立支援という名のもとに利用の内容が悪くなってしまうというのは、やっぱり僕はちょっと懸念するんです。そのためにもしっかり対応していただきたいと思います。

次に、サービス事業で基準緩和による単価切り下げをしないのか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 6点目のサービス事業で基準緩和による単価を切り下げをしないのかという御質問でございます。

緩和基準サービスの単価は、資格の有無による人件費の差を勘案しまして、現行サービ

スと比較をいたしまして、訪問型では81.7%、通所型では82.7%に設定をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今の数字でいくと100ではないので、やっぱり内容が悪くなってしまうのかなというふうに思います。

この81.7とか82.7というのは、隣の守山とか周辺の自治体と比べたら、比較すればどれぐらいなんですかね。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） ちょっと近隣の市の実態というものについて、数字、今ちょっと持ち合わせておらないんですけれども、今、東郷議員おっしゃっておりますように、下がることについてのお話でございますけれども、あくまでも緩和基準ということでございますので、訪問型につきましては人員基準、通所型につきましては人員基準でありますとか設備基準の緩和がされますので、そのことについてはこの単価というものはそうであろうと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 緩和されたらやっぱりフォローする部分もされなくなる場所も出てくるのではないかと思いますので、その辺はやっぱり国の緩和基準だけではなく、市もしっかりフォローしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に財源確保で上限額を理由としたサービスの抑制が今後起こらないかということに対してお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、7点目の財源確保で上限額を理由としたサービスの抑制は今後起こらないのかという御質問にお答えをいたします。

先ほどの4つ目の質問でお答えをいたしましたとおり、上限額の範囲内で事業を実施してまいりたいと考えております。総合事業の導入におきまして、緩和基準や短期集中型予防サービスなどの多様なサービスを取り入れることによりまして、その方に適したサービスを御利用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 総合事業というのは、この上限額が決められてしもて、やっぱりその内容は下がってしまうという懸念があります。ここはやっぱりその枠だけでなく、市としてのフォローを今後しっかりしていただきたいと思います。

次に、国は公費負担削減分を保険料負担へとどんどん加速しています。介護認定者のほとんどが年金生活者です。年金生活者は年金給付が減っているのに、医療や介護保険料の負担が増していることに怒っています。まさに保険あって介護なしです。

国は世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点からという名目で、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割負担とすることが平成30年8月施行となっています。その内容は、年金収入等で280万円未満の人は1割負担なんですけども、280万円を超えると2割負担になります。そして、340万円を超えるとさらに上がり、3割負担となってしまいます。これは公平性と言いつつも、取れるところから取るというような感じがしますけども、それに対して答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、8点目の平成30年8月施行で、所得の高い層の負担割合を3割負担となるのは不公平と言えるのかという御質問でございます。

平成30年8月から施行される利用者負担割合の見直しにつきましては、今後ますます高齢化が進む中、要介護認定者や介護給付費の増大が予想され、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内や世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、特に所得の高い層である現役並みの所得を有する方に対して、現在の負担割合を2割から3割に引き上げる制度の改正でございます。

なお、市町村民税非課税者等は引き続き一律に1割負担であることや、サービスを多く利用している方に対しましては、高額介護サービス費制度によりまして負担の上限額を超えた場合には、申請により高額介護サービス費として支給されるため、一律に負担が増大するわけではございませんので、一定の公平性は保たれていると理解しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） これ、280万円とか340万円という数字があつて、例えば200万円以上という、これ1円でも超えたら200万円以上になりますよね。340万

円も1円を超えたら340万円以上になりますね。そこで1割違うというのは物すごい大きいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） その点に関しましても、制度上、その辺の境目にいらっしゃる方というのはもういたし方がないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次の質問に入ります。

次に、国民健康保険税の引き下げの質問に入ります。

国保は来年4月から運営本体が都道府県に移る制度へ変更されますが、実際に保険料一本化はもう少し先となりますが、市町村によっては保険税が上がると言われています。本市の国民健康保険税は19市町村ある中で7位ぐらいかな、高い水準にあると思いますが、払いたくても払えないという声もあります。

そのような中でお尋ねします。

今後、本市の国民健康保険税は県統一化によって上がるのか下がるのか、わかれば答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、東郷議員の国民健康保険税の引き下げをの県統一化による本市の国民健康保険税についての御質問にお答えをいたします。

広域化後の保険税の改定に向けた現時点のスケジュールでございますが、県から市町への仮係数による納付金推計額の提示が11月ごろに予定されております。また、確定係数による納付金確定額の提示が来年の1月ごろになりますが、予定されているところでございまして、これを受けまして各市町が保険税率を算定することとなりますので、具体的に申し上げられるのは2月ごろになる見込みでございます。

広域化後の本市の保険税額の見込みに関しましては、現時点で申し上げられることは、市町の保険税率の算定において、市町間の医療費水準の格差は加味しないこと、出産育児一時金及び葬祭費並びに保健事業費については市町ごとに算定することでございます。

また、県が算定する各市町の納付金でございますが、その年度に必要な医療費のほか、前期高齢者納付金及び交付金、後期高齢者支援金、介護納付金を見込むこととなりますが、これらの納付金等につきましては2年後の精算となってございまして、これらの精算分は

県が算定した納付金とは別に、各市町がそれぞれの精算額を保険税率の算定において算入することとなりますので、広域化後2年間は市町間の保険税率に格差が生じる可能性を持つ大きな要素となるものと考えております。

このような流動的な要素はございますが、本市の平成28年度国保決算における1人当たり医療費でございますが、これは費用額ベースということで10割でございますが、19市町中、高いほうから3番目となつてございまして、医療費だけを捉えますと、1つの財布の中で算定することとなりますので、あくまでも理論上の話ではございますが、平均値よりも高い状況が続くといたしますと、有利に働くものと思われま

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に、現在、今の野洲市の国保加入者の人数は何人で、ふえているのか減っているのか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 現在の本市の国保加入者数の動向についての御質問でございますが、本市の国保の被保険者数は、平成27年度末では1万845人、28年度末では1万456人、本年7月末でございますが、1万310人となつてございまして、年々減少の傾向にございます。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に、国保の加入者で200万円以下の所得の方はどれぐらいおられますか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 税務課のほうで徴収しておりますので、私のほうからお答えいたします。

200万円以下の所得者は、7月末現在で4,656人でございます。

なお、加入者という御質問でありますので、この人数には子供さんも含まれております。以上です。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 例えばこの200万円だと所得がして、ここで夫婦と子供2人いるとすれば、国民健康保険税って幾らになるんですか。わかりますか。わかればお答え願

います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） ちょっと今数字は持ち合わせてございませんので、お答えできかねます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） また後でわかれば、これ質問以外にお願いします。

それでは、現在の我が市の国保の軽減世帯の数はどれぐらいあるのか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 7月末現在で6,496世帯中3,097世帯で、率で言いますと47.7%という数字でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） それで、次に新たに機械的な国保の資格証明は発行していないと聞いていますが、ことしに入ってからこれもゼロなんですかね。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 国保資格証明書の発行状況についての御質問にお答えいたします。

被保険者資格証明書の発行につきましては、失業あるいは借金など、滞納することとなった原因の解決を目指しまして、生活困窮者への総合的な支援につなげていくといった観点から、平成26年度からこれまで新規の資格証明書については発行をしておりません。

生活困窮等の事情があり、正当な事務手続を経て、その内容がやむを得ないと認める状況にある場合につきましては、短期被保険者証の発行で対応しているところでございますが、こうした手続のない者につきましては、引き続き資格証明書の発行は続けておりました、平成29年度当初でございますが、29世帯31人に発行をしております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） さっき、29世帯31人ですが、しっかりした手続がされていないということで、やっぱり内容をしっかり今後調査していただいて進めていただきたいと思います。

次に、国民健康保険の事業財政基金が平成29年度末で2億9,752万7,000円の見込みとなっています。これまでの説明では、基金を取り崩していくため、財政基金は減っていくと説明されておりました。国保は、今後、県単位で統一化される中で、引き下げ

を行うならこのタイミングだと思いますが、1世帯1万円引き下げを求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 国民健康保険財政調整基金を取り崩して1世帯1万円の引き下げを求めることについての見解につきましてお答えをいたします。

まず、御質問いただいている中で、財政調整基金は取り崩していくということで今申し上げていただいたところでございますが、ちょっとこのような趣旨では発言はなかったように考えてございます。これは医療費の動向の中で基金が必要になってくるというふうな御説明であったかと思えます。1つお断りさせていただきます。

医療費の動向でございますが、年度によって大きく変動することがございまして、単年度の動向だけでは財政調整基金やその他の傾向などを判断すべきではないと考えているところでございます。特に基金につきましては、年度間の財政調整の必要から設置しているところでございまして、今日までの積み重ねの中で、結果として現在の額となったものでございます。

広域化後においても、当面につきましては保険税率の算定の中には、先ほど御説明いただきましてお答えいたしましたように、各種納付金等の精算分や保健事業費など、市町ごとにその費用を算入するものもでございます。特に納付金等の精算分につきましては、数千万円に及ぶものがございまして、今後は県全体の医療費の動向はもとより、こうした納付金等の精算額や保険税収の誤差などを見きわめながら、広域化後の基金の最低保有額を見定めまして、状況によりましては保険税率算定の調整財源としての活用も視野に入れながら、基金の保有額の適正化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 県統一化によって、例えばここの市の収納率が悪くなっても、そこで県にはお金を支払わなあかん。そういうときには基金取り崩しが必要だと思うんですけども、でもそんなに多く残さなくてもやっぱりいいと思うんですけど。

それと、さっき200万円以下の所得の方が4,656人ですか、軽減世帯数もかなりあって、そういうほんまに困っている人がいる。やっぱりここは引き下げるべきだと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、基金につきましては、先ほど申し上げましたように、ここ数年については精算分とか納付金の精算等の関係もございまして、大きな変動要素があるということをまず1つ押さえていただきたいというふうに考えてございます。基本的には基金でございますので、財政の健全運営を損なうことは、まず基本として避けるべきというところが基本でございます。

こういった要素もございますが、特に前期高齢者の交付金というところでございますが、これが非常に大きな額を各年度精算の中で出ておりまして、例えば28年度の方ということで、これ2年前、26年度分になるんですが、このときには8,000万円弱受けてございます。また、29年度に対応する分、2年前ということで27年度の方の精算でございますが、これが4,000万円強というようなことでございます。この2カ年だけでも1億二、三千万が必要になったということがございます。

こういったところと新しい仕組みの中でこれから県全体の医療費の動向を踏まえて、もう一度試算が、先ほど申し上げました11月ごろを予定されていますので、この中ではある一定の姿というものが示されると。それによって市町は各保険税率を仮に試算をしてくようなことが必要になってまいりますので、こういったところからもう一度そこは、詳細につきまして1回ちょっと検討というか、進め方についても押さえなければならないところになるかと思っております。ただこういった大きな流れ、大きな傾向というか、この数年間については不安定要素が、先ほども申し上げましたようにございますので、そう多くは活用できる部分はないかと思えますし、また活用した場合につきましても、年度間での税負担のバランスを損なうというようなことは避けなければならないこととございますので、当初申し上げましたとおり、財政の健全運営を維持していくという観点から、その辺についても一定の検討は進めようと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 試算が11月に出されるということで、今後、また検討はしていくということではなされました。今、全国で都道府県統一化によって、福島でも何か8市か9市が国保税が引き下げ、全国で、今、国保税引き下げの動きが出ています。ぜひ今後検討していただきますようお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第4号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 16番、梶山幾世でございます。

8月の定例会において4点の質問をさせていただきます。

まず初めに、骨髄バンクドナー支援助成制度についてお伺いたします。

我が国では、毎年約6,000人の方が、白血病や再生不良性貧血など、血液の難病を発生しています。これらの病気は血液をつくる細胞の異常で起き、根本的に治療するには健康な方の骨髄液の造血幹細胞を分けてもらうことが極めて有効な治療方法となっております。いわゆる骨髄移植でございます。

骨髄移植という文字のイメージから、骨の一部を切り取って提供するかのよう誤解されがちですが、そうではなく、また献血と同じようなものだと思われるならば、それも間違いでございます。骨髄液を提供してもらうためには、ドナー、いわゆる提供者に入院をしてもらい、全身麻酔を受け、腰の骨から注射で骨髄液を抽出し、患者に注入するものです。

しかし、その治療にはHLAという白血病の型が一致する人でないとだめなので、骨髄の型を合わせると、兄弟姉妹なら4分の1の確率で一致するものの、非血縁者での確率は数百分の1でしか一致しないと言われております。

そこで、広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を募る目的で設立されたのが公共財団法人日本骨髄バンクで、設立26周年を迎えております。骨髄バンクを通じてドナーを求める患者は年間約2,300人。ドナー登録者数は46万人。骨髄バンクを介して移植した件数は年間1,200から1,300件程度実施されております。

バンク発足以来、累計移植件数は1万9,000件を超えてと言われておりますが、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっていると言われております。これはドナーの健康上の問題のほか、実際に骨髄を提供するドナーになると、骨髄採取に3日から5日の入院と2日間の通院が必要とされることから家庭の同意が得られないなど、4割の方が最終的には骨髄の移植をキャンセルし、残念な結果となっているのが現状であります。

このような状況から、骨髄移植を進めるためには骨髄バンク登録者をふやすことはもちろん大切であります。それとともにようやく見つかったドナー候補者が最終的に骨髄の提供をキャンセルすることがないように、支援体制の整備が大事と考えます。

ドナーへの助成事業の実施主体は市町村となっております。全国では、平成29年5月

15日現在の実施が281自治体でございます。滋賀県では、湖南市だけが命を救いたいという善意を応援するために、昨年の10月からドナーにかかる日数に2万円を掛けて上限14万円の骨髄移植ドナー支援事業を実施しております。休業等によるドナーの経済的負担を軽減し、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図るためとしております。

そこで、本市の現状について、次の点をお伺いいたします。

まず1点目、骨髄移植希望者、骨髄バンク登録者数、骨髄提供者の実績がわかればお伺いいたします。

一問一答ですので、ここで質問したいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、梶山議員の骨髄バンクドナー支援助成制度についての本市における骨髄移植希望者、骨髄バンクドナー登録者、骨髄提供者の実績についての御質問にお答えをいたします。

まず、本市の骨髄移植希望者数でございますが、平成29年3月末時点でございますが、県内で17人おられますが、市町単位での公表はされておられませんことから、本市の状況につきましては把握できてございません。

また、本市の骨髄バンクドナー登録者数については、同時点では163人となっております。

最後に、本市の骨髄提供者数でございますが、骨髄バンク制度が開始されました平成4年4月1日から平成28年6月16日までの累計人数になりますが、13人となっております。

なお、これらの人数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市町での把握ができませんので、公益財団法人日本骨髄バンク並びに日本赤十字社滋賀県赤十字血液センターに数値を照会したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 本市でも17人の方がいらっしゃるということで確認をさせていただきました。

それでは、次に2点目といたしまして、骨髄バンクドナー登録に対する周知と成果について御質問いたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、骨髄バンクドナー登録に対する周知と成果についての御質問にお答えをいたします。

本市における骨髄バンクドナー登録に関する周知につきましては、健康福祉センターや市役所本庁舎など、市の施設においてパンフレットの設置あるいはポスターの掲示をしているほか、新成人に対しまして、「はたちの集い」でございますが、この際に啓発教材の配布を行うことで骨髄バンクドナー登録の周知と普及を図っているところでございます。

また、市役所など、市内で実施されます献血会場において、滋賀骨髄献血の和を広げる会の骨髄バンク説明員による骨髄バンクの説明窓口を開設いたしまして、献血希望者に対しましてドナー登録の説明とその受け付けを行っております。

実績といたしましては、説明窓口は平成28年度では市内で3回設けられまして、うち1回がこの市役所を会場としております。その中で1名がドナー登録をされているところでございます。

本市では、このような活動を通じまして、平成28年度では新規に7人が骨髄バンクにドナー登録をしていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 状況はよくわかりました。

それでは3点目に、本市において移植を待っておられる患者さんの生命を救う取り組みとして、骨髄移植ドナー助成制度の創設を実現してはと考えますが、今も実際おられるようですので、この点を市長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 骨髄移植ドナーの助成制度についての御質問にお答えをいたしません。

骨髄の移植、そしてそれをバンクで対応するというのは本当に重要でして、ようやく40万人を超えました。御質問を受けて思い出したんですけども、約30年前、もともと滋賀県の「火火」という映画になった神山清子さん、神山賢一さんのドナー集めから始まって、湖西とか県内に数人おられまして、実のところ、私、全国組織立ち上げるのに大分汗をかきまして、今、この献血の輪を広げる会の役員もボランティアで長年やっております。滋賀県、当時、HLAの判定の日本の第一人者がおられまして、あと進んでいたのは東京大学と名古屋大学、そして滋賀県ゆかりの人が初めてきちっとドナー、これはもう結

果的に家族だったんですけども、おられたんで、私も東京行ったり、厚生省行ったり、全国かけずり回って、個々の患者さんのドナー集めでは追いつかない、1万人集めても全然だめと。最低10万集める。40万集めれば、今おっしゃったように9割ぐらいはマッチングすると言われたので、いろんな人の協力でここまでやってきて、今おっしゃったように26年たったと思います。

ドナーになる方、そしてドナーになった上でマッチングして提供いただく方、これについては今おっしゃったいろんな段階で、そこを通り抜けられる方とそこを通り抜けられない方があります。経済的な理由とか時間の問題、そして心理的な問題とか家族の懸念とか、事故は基本的にありませんし、死亡とかありませんけども、やはり今おっしゃったように骨髄を腰のところから抜くと。そして一定期間、数日間入院すると。負担がありますので、そのさまざまな障害を取り除いていくのは本当に大事だと思っております、私も御提案の助成制度、今直近では309自治体ですが、前向きには考えるんですけども、ちょっと今元気ないんですよ。住民投票にお金が要る見込みが出てきたので、ちょっと慎重に考えたいなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ありがとうございます。

市長も積極的に以前からこの件に関しては非常に関心高く取りかかっていたということで、数は、この助成制度を受ける方はそんなにたくさんはないかと思うんですけども、安心の部分で、安心してそういう制度があれば登録できるという観点から、また予算にゆとりができた段階ではぜひ考えていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に参ります。

次、住宅施策についてお伺いいたします。

国では、住宅施策の1つとして、民間の空き家・空き室を活用し、住まいを確保することが困難な高齢者や子育て世帯の入居を支援する改正住宅セーフティネット法が4月に交付され、半年以内に施行されることになりました。

法改正の1つとして、高齢や生活困窮などを理由に、民間賃貸住宅への入居を断られるケースが少なくない点が挙げられます。国交省の調査（15年度）によれば、民間賃貸住宅の家主の約7割が、高齢者の入居に拒否感があると回答しております。入居制限の理由としては、家賃の支払いに対する不安が約6割と、最も多い現状です。

もう一つの背景は、ふえる空き家や空き部屋の問題です。人口減少や高齢化に伴い、全国の空き家は820万戸を数え、そのうち賃貸住宅は約429万戸に上ると言われています。

一方で、地方自治体の公営住宅については応募倍率が高く、全国平均で5.8倍に達するなど、公営住宅に入居できない世帯が多い現状があります。

このような背景のもと、施行される新たな住宅セーフティネット制度は、地方自治体に専用住宅として登録し、改修費などを補助して民間の適正な空き家、空き部屋を確保・活用し、また入居者に家賃補助や家賃債務保証の支援を通じて円滑な入居を促す住宅と福祉の連携した支援と言えると思います。

このような国のセーフティネット制度を活用した取り組みなど、住宅施策について次の点を伺います。

まず1点目、公営住宅や民間賃貸住宅の入居状況等、本市の住宅確保要配慮者の状況と課題についてお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、梶山議員の公営住宅や民間賃貸住宅の入居状況等、本市の住宅確保要配慮者の状況と課題についてということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

市営住宅の入居状況につきましては、平成29年3月末現在で全7団地309戸に対して入居戸数が260戸でございまして、入居率は84.1%となっております。

また、民間賃貸住宅の入居状況につきましては、平成25年に総務省統計局により実施をされました住宅・土地統計調査によりますと、都道府県単位になりますが、滋賀県の民間賃貸住宅の総戸数が12万1,000戸に対して入居戸数が9万2,300戸でございまして、入居率は76.3%となっております。

このような中、市営住宅入居者は低額所得者や高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者である状況を踏まえまして、公営住宅制度の趣旨に基づき、市としましては今後も引き続きまして健康で文化的な生活を営むに足る住宅を低廉な家賃で提供していく必要がございます。

一方で、生活上の問題を抱える生活困窮者からの相談において、その問題が家賃滞納や派遣切れに伴う退去などで住まい不安定でございまして、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルに基づき、支援が必要と考えられる方は平成28年度

実績で39人であることから、市営住宅入居の相談にとどまることなく、国の住宅確保給付金制度を利用するなど、ほかの部署と連携をしながら多面的に支援することが今後の課題であると、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ただいま市営住宅の団地の状況を聞かせていただきました。市営住宅で現在309戸の部屋がある中で、260戸が入居者で84.1%の方が入られているということですね。残り15.9%ですかね、戸数にすると49戸がまだあいているということになるかと思うんですけども、せんだって住宅課のほうからの説明で、永原第二団地ではかなり古いので、1室に100万ぐらいかかるのでなかなか整備ができないということは聞いておりますので、そういう状況は認識しておりますが、ここは、永原第二団地は44戸ぐらいだったと思うんですけども、そのほかの空き部屋はどういう理由であいているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、梶山議員の再質問でございますが、現在の市営住宅の空き戸数49戸についての内訳ということでお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

先ほども梶山議員のほうからお話ございましたように、政策的な空き家といたしまして、永原第二団地が現在28戸の空き部屋となっております。これにつきましては、今年度に市営住宅長寿命化計画を策定する予定でございますが、当団地の統廃合を現在検討しているということから、修繕費が高額な部屋や退去者の残置物がある部屋、または入居募集自体を停止している部屋が含まれてございます。また、全団地に共通しまして、入居前の修繕予定であるものが現在11戸ございます。これにつきましては、修繕後に順次募集を進める予定をしております。

次に、昨年度末まで吉地団地で水道の漏水修繕工事を実施をしました。これに伴う空き部屋といたしまして3戸がございます。そのほかに修繕済みであります。応募のない部屋が3戸、地震等による被災者向けに常にあけておく部屋が3戸、入居者の希望で高層階から低層階へ移転希望されているというようなことで、そういった部屋が1部屋現在ございます。ということで、現在49戸の部屋があいているという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 多くはやはり永原第二団地が占めているようですけれども、状況はよくわかりました。

そうですね、課題としてはそういった困窮者に対して、多岐にわたってやっぱり連携をとっていかなければいけないということですので、今そういった困窮者に対して市民生活相談課のそういった住宅確保部分と連携もとっていただいているようですので、そういったところとしっかりと連携をとって、そういった弱者をぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、2点目に行きます。

国の住宅セーフティネット制度については、本市として今後どのように取り組まれるのか、見解を伺います。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、梶山議員の2点目の御質問でございます国の住宅セーフティネット制度について、本市として今後どのように取り組むのかということでございます。

住宅セーフティネット制度では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携をしまして、都道府県が居住支援協議会を設立しまして、市区町村は居住支援活動の充実のために、協議会へ参画することが重要であるとされております。当制度は1市町単位ではなく、基本的には県が主体となって進められる制度となっております。

市としましては、平成25年3月に滋賀県居住支援協議会が発足したことに伴いまして、当初より会員として支援策の検討に関する協議や会員間の情報共有を行ってまいりました。

市役所窓口では、相談に来られた方に対しまして、インターネットで賃貸住宅情報を検索できる「滋賀あんしん賃貸ネット」の提案なども継続して実施をしておるところでございます。

また、平成28年3月に策定をいたしました第2次野洲市住生活基本計画におきましては、住宅施策の基本理念を「すみごちのよい 安心・快適なまち やす」としてございまして、この理念を踏まえた基本目標に「誰もが安心して暮らせる住まいづくり」を1つの柱として掲げておる状況でございます。

このことから、今後も当協議会と連携を密にしまして、住宅確保要配慮者または民間

賃貸人に対する情報提供等の支援や円滑な入居促進等に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 今の説明の中で、相談窓口において「滋賀あんしん賃貸ネット」と契約しているということだったと思うんですけども、この「滋賀あんしん賃貸ネット」への登録者は本市にあるのかどうか、あればどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、梶山議員の再質問でお尋ねでございますが、「滋賀あんしん賃貸ネット」でございますね、それで本市の登録件数はどれくらいかというふうなお尋ねかと思えます。これにつきましては、住宅確保要配慮者の対象者ごとに6種類に分けて住宅情報が紹介されているところでございます。

本市におきましては、その6種類のうち、高齢者世帯向けの住宅が3件、それと子育て世帯向けが5件、それと最後に被災者世帯向けということで4件の、以上12件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） よくわかりました。これからもぜひそういう方がふえることを期待して、そういうインターネットを調べた段階の中に入る方が、活用できるようになれば幸いかと思います。

今、県の居住支援協議会の中で、県がされているところに参加していただいているということですが、県のほうの報告を見ておりますと、生活支援の視点にその協議会の中ではちょっと欠けていて個別支援に結びついていないという、そんな現実が指摘されていることも聞いておりますので、本市が参加した折にはそういったところもしっかり個別支援ができるような発言等もしていただければというふうにもちょっと今の答弁を聞いていて感じました。

今回、質問に対して、非常に弱者というのか、生活困窮者の方の住宅確保が難しいという相談も受ける中で、どうしたらいいもんかということで、こういった制度をうまく活用できないものかどうかということで質問もさせていただきました。

また、生活保護者の単身者の上限の、部屋の、まあ賃貸ですね、賃貸が3万9,000

円かな、3万5,000円に平成27年7月からなっております、3万9,000円も非常に厳しいかなという思いで一緒に探させていただいたこともあるんですけども、3万5,000円に下がりましたので、そこに引っ越していくのは非常に難しい、なかなか入る不動産がないというふうな状況も聞く中で、今一生懸命担当者の方とも探して、一緒になって探していただいている状況下の方もあります。そういった中で、いろんな方が連携をとっていただいて、本当にこういった住宅確保要配慮者等の皆さんが安心して住める住宅確保にこれからも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

次に、がん教育についてお伺いたします。

昨年12月に改正されましたがん対策基本法の趣旨を反映し、策定される次期がん対策推進基本計画においては、がん教育などをさらに推進するための方策が盛り込まれるものとして、文科省では外部講師の活用状況等に関する調査結果も踏まえて、がん教育の一層の充実に努める方針を示しております。

平成25年8月議会でもがん教育の強化について質問をさせていただきました。答弁では、選定されたモデル校の実践等を踏まえながら検討していくということでしたが、その後についての取り組みについて、次の点をお伺いしたいと思います。

まず1点目、小・中学校のがん教育の実施状況と課題についてお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 梶山議員の小中学校のがん教育の実施状況と課題についてお答えいたします。

まず、実施状況につきましては、過去に梶山議員から御質問いただいて以降、現在は市内の全ての小中学校でがん教育を実施しております。実施学年は、小学校は6年生、中学校は3年生で指導するのが望ましいという文科省の指導がございますので、この学年で行っております。

一方、課題は小児がんを患っている児童・生徒、あるいは家族などの近親者ががん患者がおられたり、あるいはがんで亡くなられた方がおられるような場合、十分な配慮や授業内容の検討が必要な場合があるということがございます。

また、正しい知識という健康面だけではなくて、自他の命の大切さについて考えるという心の教育の部分も大切であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 全小中学校で取り組まれているということですが、もうちょっと後で具体的に聞かせていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

教職員自身ががん教育の正しい知識と重要性を認識することについてどのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市には、幼稚園と小中学校の教職員で構成されました教育研究会というのがございます。その保健部会と、それからもう一方、教職員OBと、それから現職の教職員を含む組織、野洲市教育会というのがございます。この2つの合同の研修会を、一昨年、がん教育をテーマに実施しました。その上で、各学校への周知を図っております。

また、学校教育課と市内9校の養護教諭会議、これ毎月1回やっているんですが、その中でも、特にことしの2月において、がん教育の進め方について文科省の法令等変わりましたので、がん教育の推進について協議をして、実施することとなりました。

そして、各学校の職員会議や学校保健委員会という会議も、これはPTA等を含めた研修会なんですけども、がん教育の基本方針や進め方について話し合いを重ねております。

今後は、がん教育の授業参観あるいは授業研究会を実施する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） それでは、次の質問に参ります。

がん教育の、先ほど小学校6年生、中学3年生で教育を行っているということを伺いましたが、がん教育の教材の活用についてはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教材につきましては、まず滋賀県教育委員会が作成しましたパワーポイント教材「「がん」ってどんな病気？」というのがございます。これには小学校編と中学校編がありまして、多くの学校で活用されています。その内容は、例えば小学校でしたら、がんってどんなんという、子供たちのまずイメージから聞いて、正しいがんの知識ですね、がんの罹患率とか原因とか予防や治療について、発達段階に応じて学べるよ

うに構成されております。

そういうこととか、また一部持ってきたんですが、こういうがん研究振興財団というのがありまして、毎年8月に、これ3年生向けにどさっと全員分送ってまいります。これを使って3年生の保健体育の授業等、中学校ですが、中学校の保健体育等の授業で実施しております。これは大腸がんとか子宮頸がん、乳がん、肺がんとか、幾つかの項、それぞれについて結構詳しく書いたパンフレットでございます。こういうなのを使って授業しております。

また、文科省選定のアニメ教材「よくわかる！がんの授業」とか、それから文科省の委託事業によりますスライド教材「がん教育プログラム」、それからがん教育にかかわる「ワークシート」など、いろんな教材が参考資料として紹介されております。学校によってばばらなんですけど、子供たちの実態に応じてそれらを活用しております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 私も今の4種類の冊子はちょっと見せていただきまして、ちょうどこの8月に各学校に配る、先日伺いましたら、中学2年生と伺ったんですけども、3年生に。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 一応送ってくるのは2年生のときに送ってくるんですが、文科省の指導の中身としましては、3年生の健康教育と病気の予防という、そういう保健体育の授業の項目がありますので、そこで活用を図っております。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） わかりました。

今、ビデオの活用もしているということですけども、私もちょっと資料の中で、「Dr. 中川がよくわかる！がんの授業」を制作ということで、がん教育、アニメ教材がよくわかるという、ここに今おっしゃった「がんってなに?」、「2人に1人が、がんになる」、「がんの種類」、「がんの予防」、「早期発見とがん検診」、「がんの治療法」、「がんの治療における緩和ケア」、「生活の質」、「がん患者への理解と共生」、「おわりに（命の大切さ）」という9項目ありますが、これ見ている子供たちは非常に興味を持ってわかっただけというふうにいるんですけども、これはどのぐらい活用されているんでしょうか、このアニメ。今、学校によって違うというふうにおっしゃいましたけども、どんな状況か、ち

よっとお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、そのデータを持っておりません。申しわけございません。また後日お答えしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） わかりました、了解です。

それでは、4点目、がんについての最後の質問をいたします。

外部講師の活用についてお伺いします。

外部講師として、お医者さんやがん経験者などが専門知識や命の大切さ、家族の支えなどを児童・生徒に話されることは、感動も伝わり、重要と思います。この取り組みをどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これにつきましては、少し先ほどもお答えしたかと思うんですけども、今年度より市役所の健康推進課と各学校が連携してがん教育を進めております。そして、必要に応じて健康推進課の保健師を講師として学校に招聘して、野洲市のがんの状況や生活習慣の改善など、がん予防についてのお話や、早期発見・早期治療のためのがん検診の重要性についてのお話とか、専門的な指導を取り入れた授業が可能になっておりました。こういうのを中学校で取り入れているというところが出ております。

それから、県の教育委員会が作りしました学習支援ネットシステム「におねっと」というのがあるんですけども、そういうところから成人病センターのドクターに来ていただいて、がん教育の出前授業を実施している中学校もございます。

こうした外部講師、すなわち人との出会いの教育は、梶山議員お話のように、児童・生徒にとって非常にインパクトが大きくて非常に有用であるんですけども、各学校の児童・生徒の実態を見ながらとなるんで、その上での連携というふうになっていくかというふうには思っております。

ただ、課題としましては、その事前の打ち合わせ、あるいは事後の指導等がありますので、ちょっと教職員の働き方改革との絡みで少し課題があるのかなというふうには捉えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ぜひこの外部講師の方と患者さんとペアで来ていただいて、専門医のお話は非常にわかりやすく、命に配慮というふうに聞いておりますし、患者さんの体験ですね、がん患者だけれども、やはり希望を持って生きているという、そういう体験を聞かせてもらうことによって、非常に生きる勇気と希望が湧く。がんになったとしても生きる希望が湧いたという、そういう声も聞いております。私も実際、数年前なんですけれども、伊香立のほうの中学校で、この中川ドクターが見えて、患者さんの体験とあわせて研修されている状況に参加させていただき、生徒さんの声とかも、感想も聞かせていただく中で、非常にがんが怖くなくなったという、そういうふうな意見も聞いておりました。また、こういうがんについて家族の中でも話し合っていきたいという、そういう感想等も聞いておりましたので、ぜひこういう県が「におねっと」、地域の力を学校へという推進事業を取り組んでおりますので、またぜひ出前講座をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

健康マイレージ制度の取り組みについてお伺いいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると、特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが広がっております。

7月、文教福祉常任委員会で視察に行った岐阜県関市においても、せき・しあわせヘルスプロジェクトの取り組みの中で、健康寿命を延ばそうと、せき・しあわせヘルスマイレージの取り組みをされておりました。ポイント対象事業として、がん検診、人間ドック、特定健診等は各5ポイント、ウォーキング100万歩達成で5ポイント、市民健康講演会参加で3ポイント、献血すると2ポイントなど、19事業を設定され、30ポイントたまると抽選で商品がもらえる楽しみがあるというものです。これは企業と提携されておる取り組みでございますが。

この件は、平成25年8月議会でも質問させていただいております。検討していくとのことでしたが、取り組みにはまだ至っておりません。

最近、滋賀県が平均寿命が1番と報道されておりました。長生きできても健康でないと楽しくありません。自身のことで恐縮でございますが、平日の毎朝7時から、自治会の皆さんとラジオ体操第1・第2をしております。とても体全体を動かして、さわやかな気分になります。夏休みは子供たちが参加されて、スタンプカードに判を押すことが楽しみで、わいわいがやがやと一緒に取り組んでおりました。

このようなラジオ体操も自治会では任意の取り組みといたしておりますので、参加者が若干少ないのが残念な思いで参加をしておりますが、このラジオ体操は市全体でもぜひ取り組んでいただきたいなという思いをいつも抱いておりますが、こういった体操の普及のためにも、こういったポイント事業を入れると、また参加者も募るのではないかというふうに思います。先進地事例を参考に、この健康マイレージ制度を取り組んではと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、梶山議員の健康マイレージ制度の取り組みを進めることについての御質問にお答えをいたします。

健康マイレージ制度は、健康づくりの動機づけとみずからの健康づくりの意識を高め、健康的な生活習慣の定着を促すために有効とされていることについては認識をしているところでございます。

本市では、市民一人一人が主体的に生活習慣の改善や健康づくりを実践し、生き生きと暮らせるまちづくりを目指しまして、ほほえみやす21健康プランを策定いたしまして、その取り組みを進めているところでございます。

このプランの推進につきましては、自治会から推薦をいただきました委員で構成する健康を考える会を小学校区単位に組織いただきまして、個人の健康づくりから家族の健康づくりへ、ウォーキングマップや歯周病予防のチラシの作成など、活動を通しまして地域の健康づくりへと健康づくりの輪を広げていただいているところでございます。

また、学識経験者や自治連合会、医師会、健康推進連絡協議会などの機関の代表者で構成されましたほほえみやす21健康プラン推進委員会では、健康を考える会の活動をPRし、健康づくりの実践の動機づけと情報提供などを行うことにより活動の後押しを行うことで、市全体の健康づくりの取り組みとなるよう、健康を考える会への支援と相互の連携を図っているところでございます。

このように、市では健康を考える会とほほえみやす21健康プラン推進委員会を健康づくりの推進の両輪として取り組みを進めているところでございますが、現在、平成30年度からの第2次のほほえみやす21健康プランの策定をこの推進委員会で進めているところでございまして、健康マイレージの導入につきましても御意見を聴取したいと考えておりますが、健康マイレージ制度の導入については、ポイントの対象事業の選定、あるいはポイントの付与方法、ポイントの付与に伴う必要な環境整備、効果指標の設定など、検討

すべき課題も多く、先進自治体の取り組み状況やその効果、あるいは先ほど申し上げました課題の整理を必要と考えておりますことから、もう少しお時間をいただきまして検証してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 健康推進に関しては、さまざまな取り組みをしていただいております、ほほえみやす21健康プランに基づいて取り組んでおりますので、それを進めていただきたいと思いますが、こういったポイント制度というのは楽しみながらできるという、今、閉じこもって出られないという高齢者の方が非常に多くなっております。

特に最近、苦情というんですか、意見を頂戴するのは、プールが閉鎖されて、高齢者の方で足腰が悪くて、プールへ行くのが楽しみだったのに、余熱利用のあとができるまで野洲市にプールがないというのは非常に残念で、今、守山とか近江八幡とか行っておられる方が多いようですけれども、そういった方々の意見もあります。これとポイント制度とは直接は関係ないんですけども、やはりそういった中に閉じこもらない、楽しんでいろんなところに参加して健康管理をしていくということを考えたときに、このポイント制度は非常に有意義であるというふうに私は、関市の視察に行っただけで感じさせていただきました。

特に、がん検診とか、先ほどがんのことも申しましたけれども、がん検診とか人間ドック、また特定健診もこれからふやす中で、こういった取り組みが、ポイントにこだわる方は少ないかもわかりませんが、そういったことをつくったことによって、また楽しみをつくることによって参加者が募って健康で長生きできる方が出てくるのではないかと思いますので、今、部長のほうから前向きに検討していくというような答弁もいただきましたので、実施を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

済みません、いいですか。

○議長（坂口哲哉君） 訂正。

○16番（梶山幾世君） はい、訂正させて。

今、プールが休止しているということに対して、ちょっと皆さん意見をいただいておりますので、それはもうそういう声があったということで、出ていかれる場をたくさんつくるという意味からもこういった制度がいいのではないかとというふうに思いましたので、この質問をさせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 失礼します。先ほどの梶山議員お尋ねのがん教育のアニメ教材につきましては、北野小学校が活用しているということでございます。その他の学校につきましては、養教部会で検討中ということでございます。

以上でございます。

○16番（梶山幾世君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時30分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年9月6日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 山本剛

署名議員 鈴木市朗